

平成21年7月

大気・水質等 常時監視結果 (平成20年度)

兵庫県農政環境部環境管理局

環境基本法16条において「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気・水質・騒音等についての環境基準が定められています。

県及び政令市等は、この環境基準の達成状況を確認するため、大気汚染防止法22条、水質汚濁防止法15条に基づき、大気・水質の常時監視を実施しています。

本書は、平成20年度における大気常時監視測定結果及び水質常時監視測定結果並びに自動車・航空機騒音等の測定結果等を収録するとともに、環境基準達成状況等についてとりまとめたものです。

なお、データは資料編に添付しますので、本文とあわせてご参照ください。

○平成20年度の測定地点数

- (1) 大気 一般環境大気測定局59局 自動車排出ガス測定局32局
有害大気汚染物質7地点
- (2) 自動車騒音 57地点（うち定点観測地点40地点）
- (3) 航空機騒音 12地点
- (4) 新幹線鉄道騒音 14地点
- (5) 公共用水域 河川39水域、海域26水域、湖沼1水域
- (6) 地下水 概況調査139地点
定期モニタリング調査124地区
- (7) ダイオキシン類 大気10地点、水質及び底質18地点、土壌5地点

(本編)

< 目 次 >

第1	大気汚染の状況	
1	一般環境	
(1)	二酸化硫黄	1
(2)	二酸化窒素	1
(3)	浮遊粒子状物質	1
2	自動車排出ガス	
(1)	二酸化窒素	2
(2)	浮遊粒子状物質	2
(3)	一酸化炭素	2
(4)	自動車 NOx・PM 法対策地域の環境濃度	3
3	光化学オキシダント	4
4	有害大気汚染物質	4
5	アスベスト	5
6	酸性雨	5
第2	騒音・振動の状況	
1	自動車騒音、振動	6
2	航空機騒音	6
3	新幹線鉄道騒音、振動	7
第3	水質汚濁の状況	
1	公共用水域	7
2	地下水	9
第4	ダイオキシン類に係る環境の状況	
1	大気	10
2	水質及び底質	10
3	土壌	10

第1 大気汚染の状況

1 一般環境

(1) 二酸化硫黄 (表1)

一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）40局で測定を行い、昭和54年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、昭和48年度以降継続して測定している局（23局）の年平均値は0.002ppmであり、近年、さらにゆるやかな減少傾向にある。（図1）

(2) 二酸化窒素 (表2)

一般局59局で測定を行い、平成11年度以降、全局で環境基準を達成している。

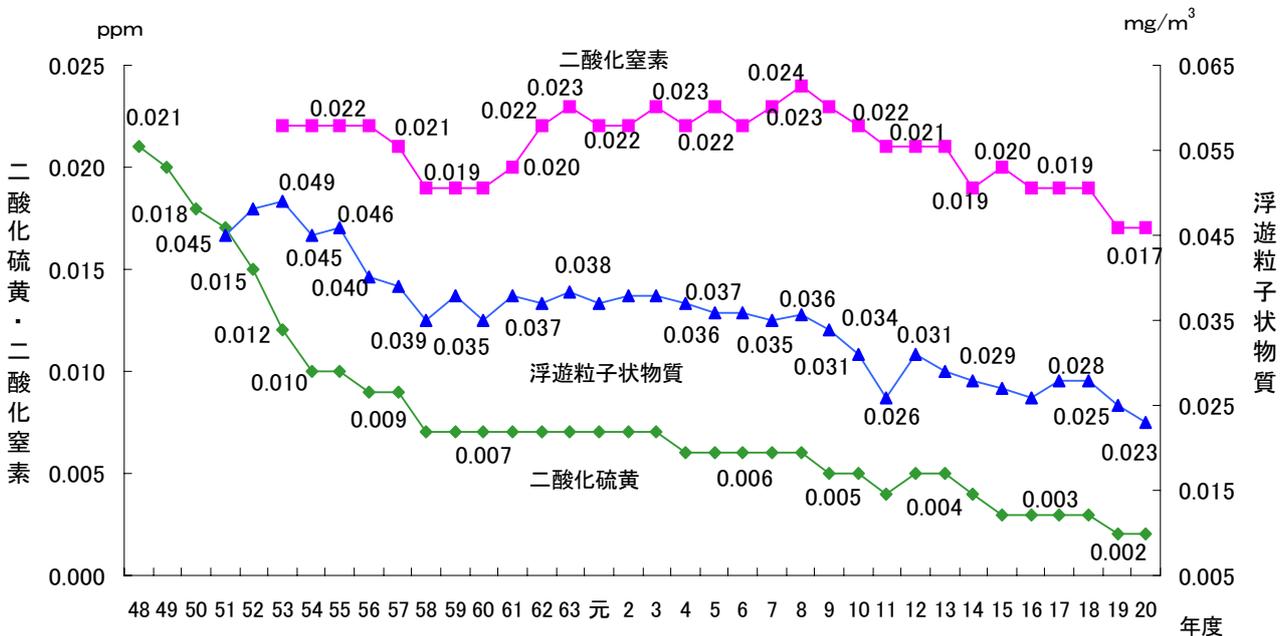
また、昭和53年度以降継続して測定している局（33局）の年平均値は0.017ppmであり、平成8年度以降、減少傾向にある。（図1）

(3) 浮遊粒子状物質 (表3)

一般局58局で測定を行い、57局で環境基準を達成した（平成19年度は55局中、54局で達成）。なお、環境基準未達成の1局は加古川市尾上局であり、日平均値が0.10 mg/m³を超える日が2日以上連続したものである。

また、昭和51年度以降継続して測定している局（30局）の年平均値は0.023mg/m³であり、近年、減少傾向にある。（図1）

図1 一般環境大気汚染の推移



(備考) 一般環境大気継続測定局の年平均値を示す。

2 自動車排出ガス（表4）

(1) 二酸化窒素

自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）29局で測定を行い、28局で環境基準を達成している（平成19年度は30局中、29局で達成）。

なお、環境基準未達成の1局は国道176号の栄町（宝塚市）である。

また、昭和53年度以降継続して測定している局（19局）の年平均値は0.026ppmであり、平成12年度以降、減少傾向にある。（図2）

(2) 浮遊粒子状物質

自排局25局で測定を行い、全局で環境基準を達成している（平成19年度は26局中、24局で達成）。

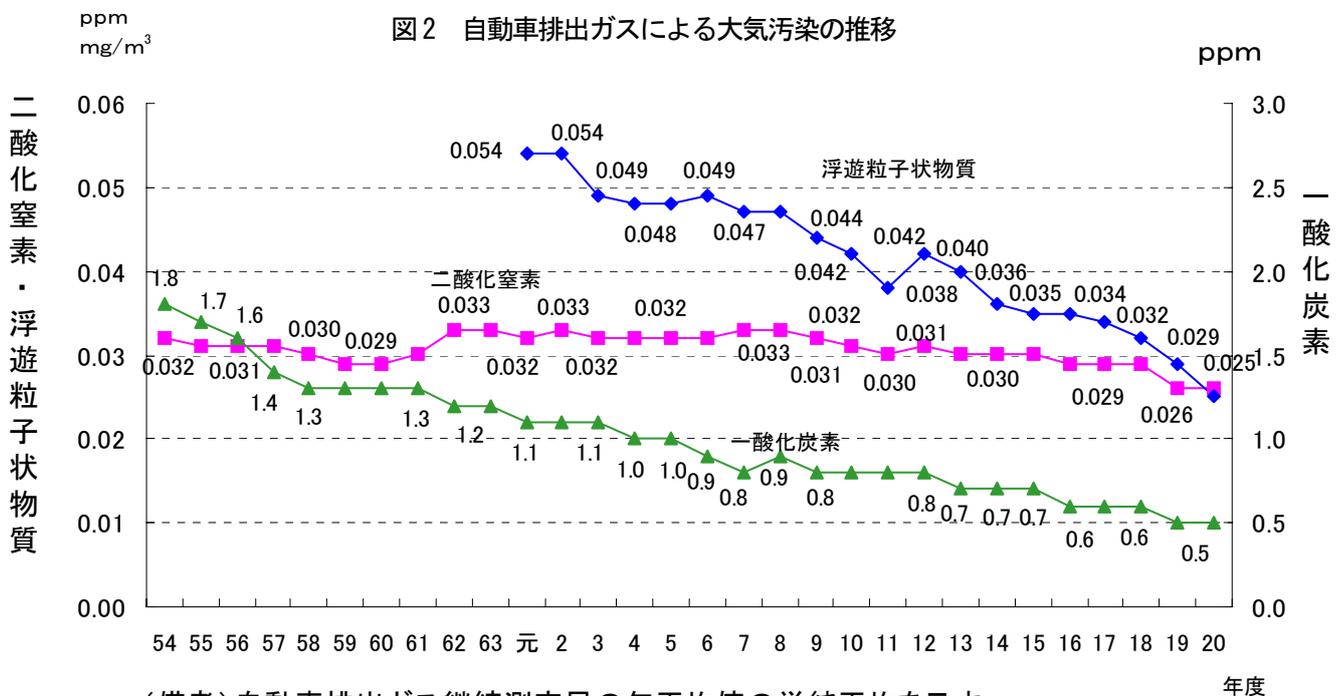
また、平成元年度以降、継続して測定している局（7局）の年平均値は0.025mg/m³であり、近年、減少傾向にある。（図2）

(3) 一酸化炭素

自排局24局で測定を行い、昭和51年以降、全局で環境基準を達成している。

また、昭和53年度以降継続して測定している局（16局）の年平均値は0.5ppmであり、減少傾向にある。

（図2）



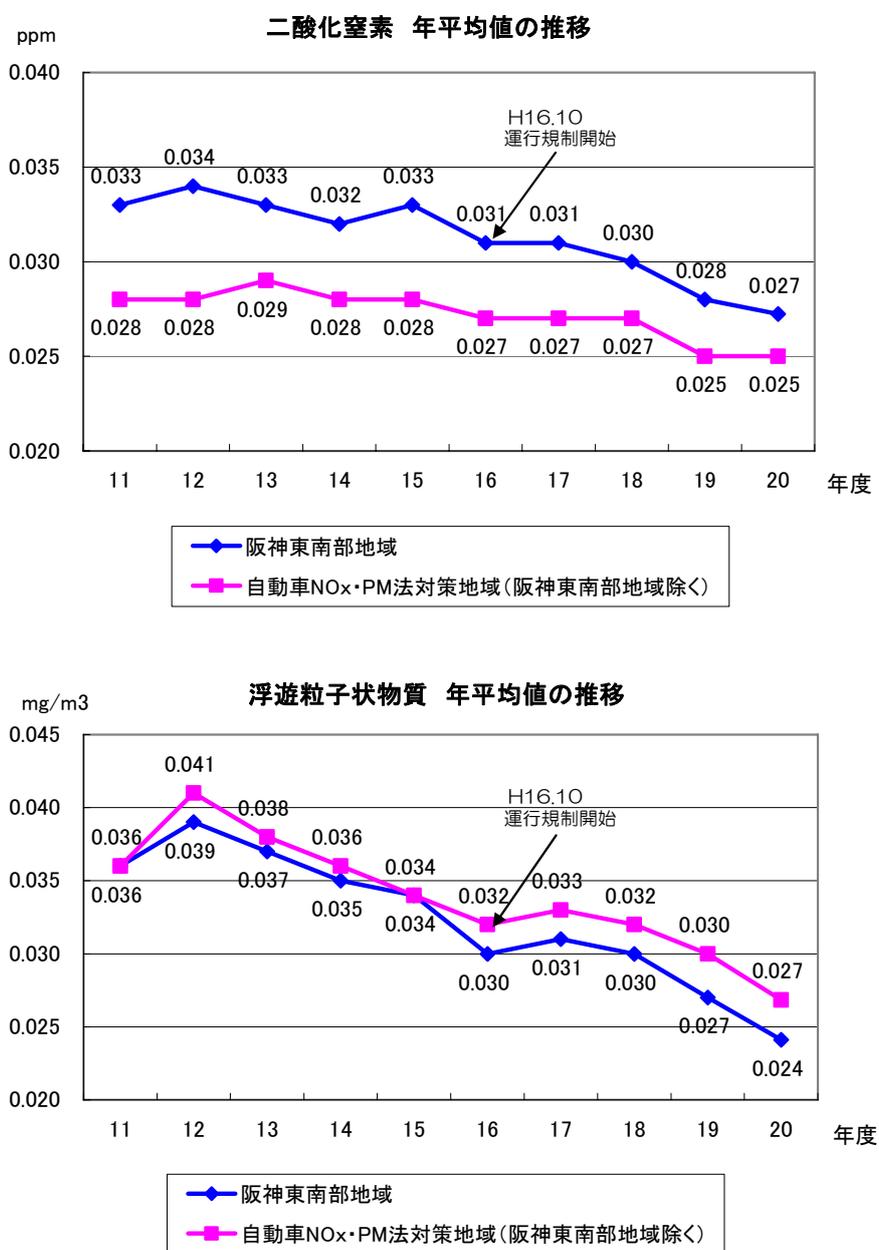
(4) 自動車NOx・PM法対策地域の環境濃度

自動車の交通が集中している地域で、環境基準の確保が困難であると認められる地域として自動車NOx・PM法対策地域*¹が指定されて、自動車排出ガス対策の強化が図られているが、対策地域外からの流入車両には自動車NOx・PM法が適用されないことから、さらに本県では「環境の保全と創造に関する条例」（平成16年10月施行）に基づき、阪神東南部地域*²において、ディーゼル自動車等運行規制を実施している。

運行規制の開始以降、阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における年平均値は、一層の改善傾向がみられる。（図3）

- *1：自動車NOx・PM法対策地域・・・神戸市、姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く）、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町
- *2：阪神東南部地域・・・神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市

図3 自動車NOx・PM法対策地域の環境濃度の推移



3 光化学オキシダント (表5、6)

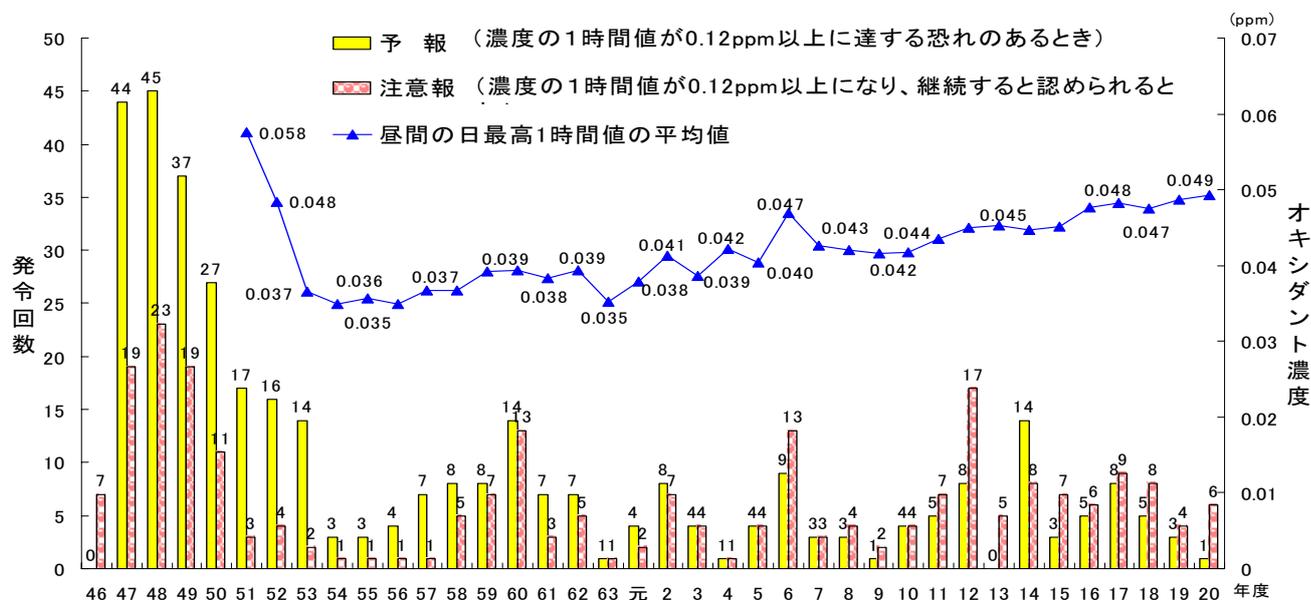
一般局 53 局で測定を行い、全局で環境基準は未達成である (平成 19 年度は全 52 局で未達成)。

また、昭和 51 年度以降継続して測定している局 (34 局) の昼間の日最高 1 時間値の平均値は 0.049ppm であり、近年、漸増傾向にある。(図 4)

平成 20 年度の光化学スモッグ広報の発令回数は 6 回であり、昨年の発令回数を上まわった。(図 4)

なお、光化学オキシダントによる被害届はなかった。

図4 光化学オキシダント濃度の推移・光化学スモッグ広報発令回数

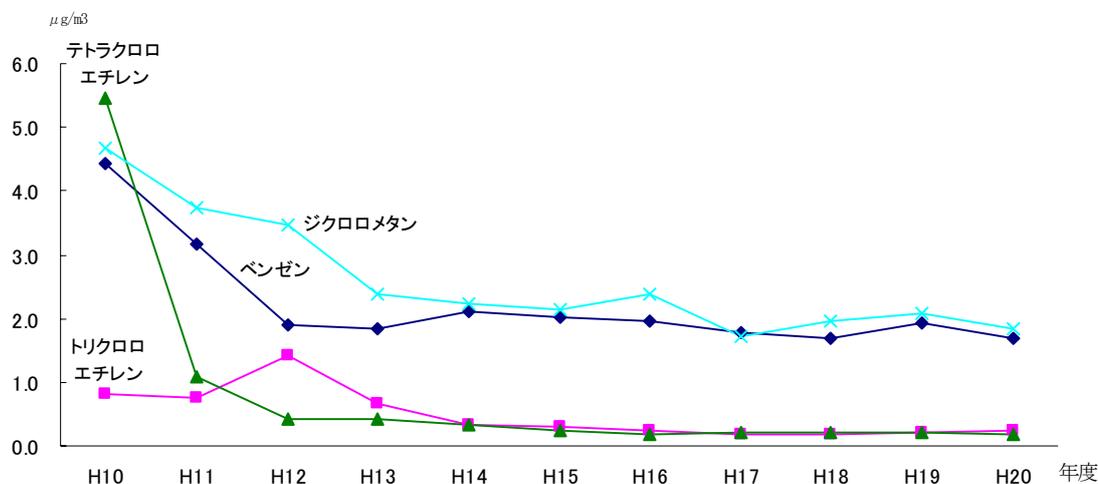


4 有害大気汚染物質 (表7)

7 地点で 19 物質について測定を行い、このうち環境基準が設定されている 4 物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン) はすべての地点で環境基準を達成している。

なお、4 物質の年平均濃度は、近年ほぼ横ばいの状況にある。(図 5)

図5 有害大気汚染物質濃度の推移



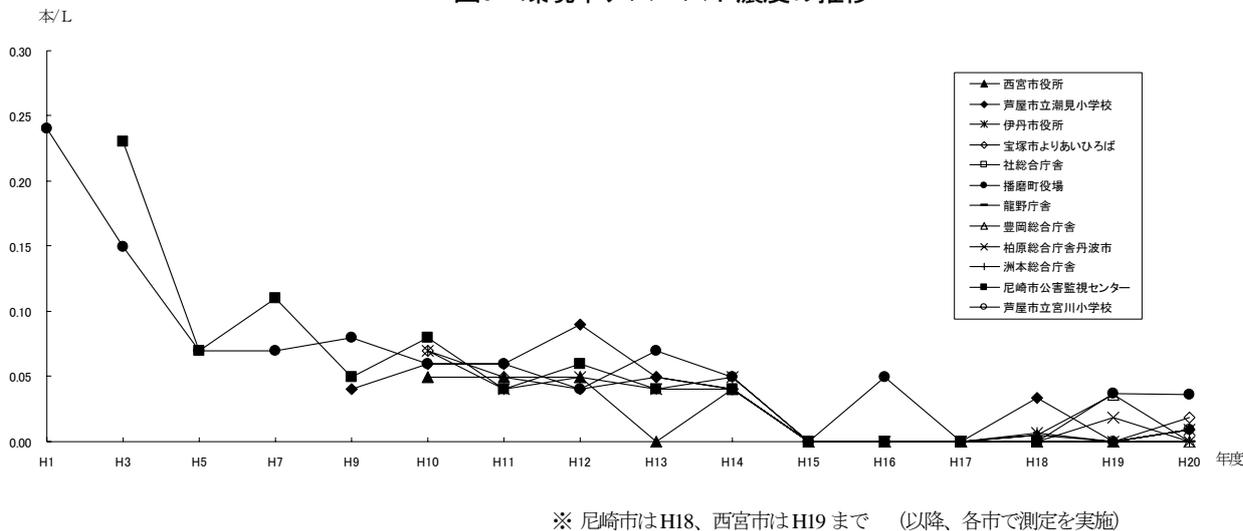
(備考) 各測定地点の単純平均値

5 アスベスト (表8)

平成20年度に一般環境9地点においてアスベスト濃度のモニタリングを実施した結果、4地点で不検出、5地点で最大0.06~0.16本/Lであり、近年ほぼ横ばいの状況にある。

また、道路沿道1地点では不検出~0.11本/Lであった。(図6)

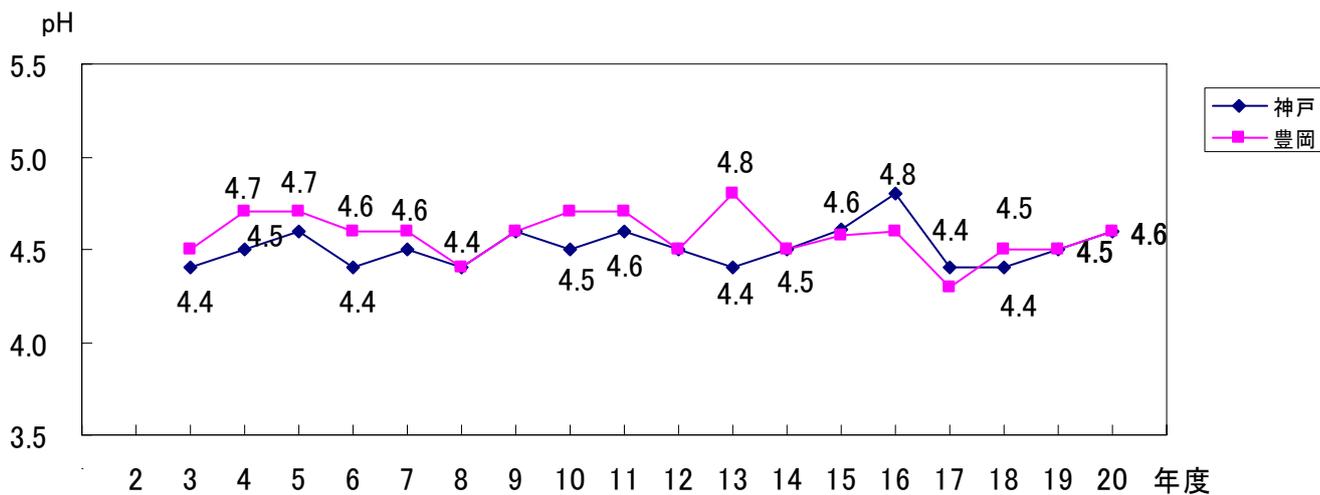
図6 環境中アスベスト濃度の推移



6 酸性雨 (表9)

神戸、豊岡における雨水のpHの年平均値はともに4.6であり、近年、ほぼ横ばいの傾向にある。(図7)

図7 雨水のpHの推移



第2 騒音・振動の状況

1 自動車騒音、振動（表10、11）

(1) 騒音

常時監視40地点では、27地点において全時間帯（昼・夜）で環境基準を達成している（平成19年度は23地点で環境基準を達成）。なお、全時間帯で環境基準値を超過している地点は、国道2号（太子町）、国道9号（養父市）、国道28号（淡路市）、国道312号（朝来市）、国道372号（加西市）、国道373号（上郡町）、県道加古川小野線（小野市）の7地点である。

常時監視以外の17地点では、15地点において全時間帯で環境基準を達成している。なお、全時間帯で環境基準を超過している地点は、国道175号（西脇市）の1地点であった。

(2) 振動

振動の測定を行った道路14地点では、全時間帯で要請限度を達成している。

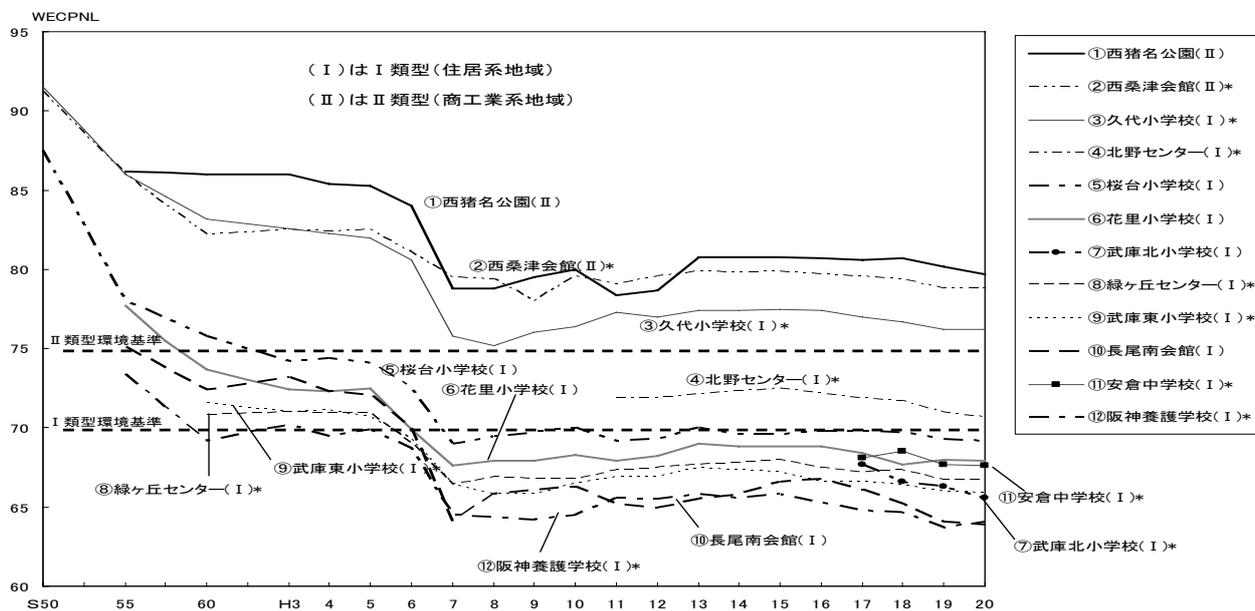
2 航空機騒音

(1) 大阪国際空港（表12）

専ら住居の用に供される地域（Ⅰ類型）では、測定局10局中8局で環境基準を達成しているが、通常の生活を保全する必要がある地域（Ⅱ類型）では測定局2局とも環境基準を達成していない（平成19年度と同じ）。

大阪国際空港周辺の航空機騒音は、近年、ほぼ横ばいで推移している。（図8）

図8 大阪国際空港周辺の騒音推移



(2) 関西国際空港（表 13）

関西国際空港に発着する航空機の一部は、淡路島の上空を通過しているため、淡路市及び南あわじ市の 5 地点で航空機騒音の測定を行っており、すべての測定地点において、Ⅰ類型の環境基準を十分下回っている。

3 新幹線鉄道騒音、振動（表 14）

(1) 騒音

主として住居の用に供される地域（Ⅰ類型）では 12 地点中 6 地点において、商工業の用に供される地域等（Ⅱ類型）では 2 地点すべてにおいて環境基準を達成している（近接軌道中心から 25m の地点において環境基準の達成を評価。平成 19 年度は 7 地点で達成）。

なお、環境基準が未達成である 6 地点については、住宅地域に対する暫定目標（75dB）を達成している。

(2) 振動

平成 20 年度は、全 14 地点（騒音測定と同地点）において指針値（70dB）を下回っている（平成 19 年度は全 14 地点で達成）。

第 3 水質汚濁の状況

1 公共用水域

(1) 健康項目（表 15）

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する 26 項目のうち、砒素、ふっ素、ほう素を除く 23 項目で、すべての測定地点で環境基準を達成している。（環境基準達成率 96%）

砒素については、最明寺川の最明寺橋、生田川の小野柄橋の 2 地点で、ふっ素については、有馬川の長尾佐橋、船坂川の船坂橋、下田橋下流、太多田川の蓬莱峡山荘前、千都橋、座頭谷川の流末、仁川の鷲林寺橋、甲山橋、津門川の神祇官橋の 9 地点で基準値を超過している。いずれも地質による自然的な影響である。

また、ほう素については、蓬川の琴浦橋、武庫川の南武橋、有馬川の長尾佐橋の 3 地点で基準値を超過している。琴浦橋と南武橋は感潮域で海水の影響を受けたものであり、長尾佐橋は地質による自然的な影響である。

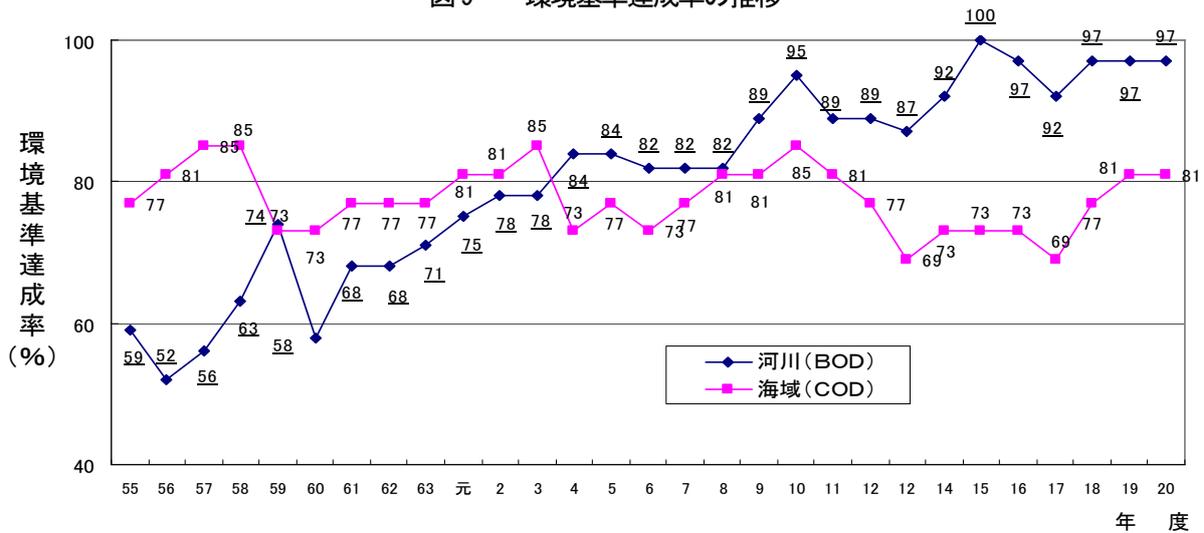
なお、いずれの地点においても、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。

(2) 生活環境項目（表 16）

生活環境の保全に関する項目について、有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)（河川）及び化学的酸素要求量(COD)（海域及び湖沼）により環境基準の達成状況をみると、平成 20 年度は、河川では 39 水域中 38 水域（環境基準達成率 97%）、海域では 26 水域中 21 水域（同 81%）で環境基準を達成している。湖沼 1 水域では、環境基準を達成していない。

経年変化をみると、河川では長期的には改善傾向にあるが、海域では横ばい傾向である。（図 9）

図9 環境基準達成率の推移



$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}} \times 100$$

① 河川(BOD)

河川水質については、下水道整備をはじめとした生活排水対策等の進展により長期的には水質改善が進んでいる。

ア 阪神地域

11 水域中 10 水域で環境基準を達成しており、達成しなかった水域は、猪名川下流(2)である。

イ 播磨地域

20 水域全てで環境基準を達成している。

また、天川、法華山谷川、八家川及び大津茂川では環境基準が設定されていないが、長期的には改善の傾向を示している。

ウ 但馬地域

円山川をはじめとする日本海流入諸河川（竹野川、佐津川、矢田川及び岸田川）の 8 水域全てで環境基準を達成しており、良好な水質を維持している。

エ 淡路地域

洲本川、三原川では環境基準が設定されていないが、長期的にはほぼ横ばいの傾向を示している。

② 海域(COD、全窒素及び全磷)

大阪湾及び播磨灘の一部の水域では、沖合部を中心に COD が環境基準未達成の状態にある。

ここ数年、瀬戸内海流入河川については、水質改善が図られてきているが、海域の水質(COD)改善に結びつかず、横ばい傾向である。これは、海水交換が悪い閉鎖性水域であること等が、短期間での水質改善を困難にしていると考えられる。

ア 大阪湾

COD については、9 水域中 6 水域で、全窒素及び全磷については 3 水域中 2 水域で環境基準を達成している。

イ 播磨灘(播磨灘北西部及び淡路島西部南部海域を含む)

CODについては15水域中13水域で、全窒素及び全リンについては6水域全てで環境基準を達成している。

ウ 日本海

山陰海岸地先海域のCODについては、環境基準を達成し、良好な水質を維持している。

津居山港海域のCODについても、環境基準を達成している。

③ 湖沼(COD及び全リン)

千苅水源池のCODについては、環境基準が未達成である。全リンについても、暫定目標値を未達成である。

2 地下水(表17)

(1) 概況調査

地下水の県内の全般的な状況を把握する目的で、既存の井戸を利用して、全環境基準項目調査を基本として、139地点で調査を行い、137地点で環境基準を達成した(環境基準達成率99%)。

新たに環境基準を超過(施肥由来)した地点は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で2地点(三木市別所町下石野、姫路市林田町上伊勢)であるが、既に飲用指導を行っており、健康影響が生じるおそれはない。(表17(2))

なお、これらの地点は、以後、定期モニタリング調査等により、監視を継続していくこととしている。

(2) 定期モニタリング調査(汚染地区調査)

過去に汚染が発見された井戸周辺地区等の継続的な監視のため、平成20年度は25市6町の122地区(1,091検体)で調査を行った。

内訳は、鉛(16検体)、砒素(58検体)、揮発性有機塩素化合物(877検体)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(96検体)、ふっ素(41検体)、ほう素(3検体)である。

その結果、鉛2検体、砒素24検体、揮発性有機塩素化合物82検体、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素22検体、ふっ素23検体、ほう素1検体が環境基準を超過している。

鉛、砒素、ふっ素及びほう素の汚染原因は、自然由来と考えられる。

揮発性有機塩素化合物による汚染については、地下水や土壌ガス等の詳細な調査を実施し、汚染範囲の確定や原因究明を行うとともに、原因者に対しては、浄化対策指導等を行っている。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染については、原因の究明調査を行うとともに、施肥等に起因すると考えられる場合には、施肥基準等に基づいた適正施肥の実施等の促進が図られるよう関係機関と協議している。

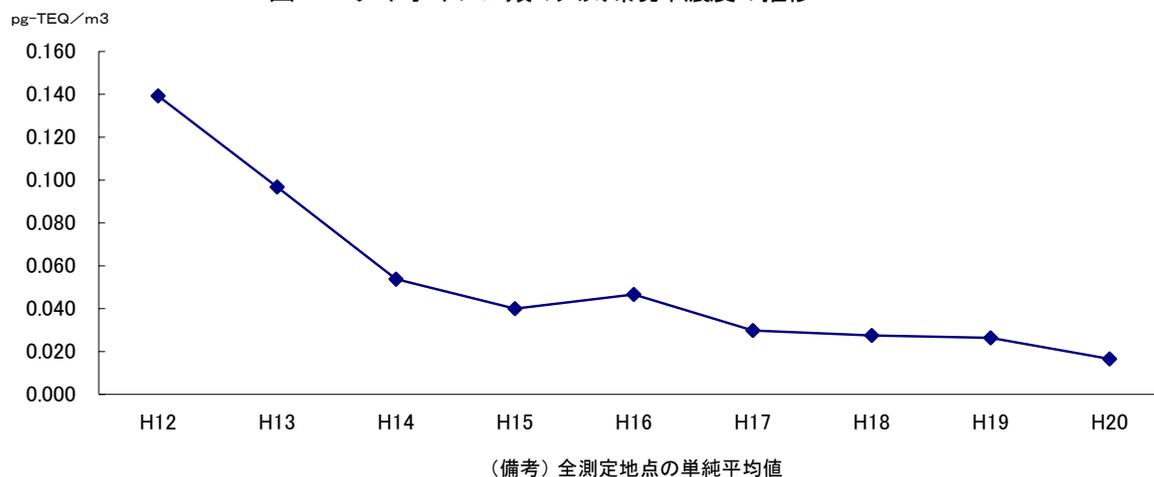
第4 ダイオキシン類に係る環境の状況

1 大気 (表18)

10地点で測定を行い、すべての地点でダイオキシン類に係る大気環境基準（年平均0.6 pg-TEQ/m³）を達成している。

また、全地点の平均値は0.017pg-TEQ/m³で、近年、さらに減少傾向にある。（図10）

図10 ダイオキシン類の大気環境中濃度の推移



2 水質及び底質

(1) 水質 (表19、表20)

河川13地点及び海域5地点で調査を行い、すべての地点でダイオキシン類に係る水質環境基準（年平均1pg-TEQ/L）を達成している。

(2) 底質 (表19、表20)

河川13地点及び海域5地点で調査を行い、すべての地点でダイオキシン類に係る底質環境基準(150pg-TEQ/g)を達成している。

3 土壌 (表21)

5地点で調査を行い、すべての地点でダイオキシン類に係る土壌環境基準（1,000pg-TEQ/g）を達成している。

(資料編)

< 目 次 >

表 1	二酸化硫黄濃度の環境基準との対比等	11
表 2	二酸化窒素濃度の環境基準との対比等	13
表 3	浮遊粒子状物質の環境基準との対比等	15
表 4	自動車排出ガス（二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質） の環境基準との対比等	17
表 5	光化学オキシダントの環境基準との対比等	20
表 6	光化学スモッグ広報等の年度別推移	22
表 7	有害大気汚染物質の調査結果	23
表 8	兵庫県のアスベスト一般環境等モニタリング結果	24
表 9	酸性雨自動測定機による監視結果	25
表 10	自動車騒音の環境基準等との対比	26
表 11	自動車振動の要請限度との対比	28
表 12	大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果	29
表 13	淡路島における航空機騒音の測定結果	30
表 14	新幹線鉄道騒音・振動測定結果	31
表 15	河川、海域及び湖沼の環境基準適合等の状況	32
表 16	水域別環境基準達成状況等	33
表 17	地下水質の状況	40
表 18	ダイオキシン類調査結果（大気）	46
表 19	ダイオキシン類分析結果（河川）	47
表 20	ダイオキシン類分析結果（海域）	47
表 21	ダイオキシン類分析結果（土壌）	47
(参考)	環境基準等	48
	用語解説	63

表1 二酸化硫黄濃度の環境基準との対比等

市 町	測 定 局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年 平 均 値				
		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.010	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002
	中 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.010	0.010	0.010	0.008	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
	南 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0.009	0.008	0.008	0.007	0.006	0.004	0.003	0.003	0.003
西宮市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	鳴尾支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.007	0.006	0.007	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003
	瓦木公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002
	甲陵中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	山口小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.004	0.004	0.005	0.003	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001
	浜甲子園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.009	0.009	0.007	0.007	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0.005	0.005	0.006	0.005	—	0.002	0.002	0.002	0.001	—
伊丹市	市 役 所	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0.005	0.005	0.005	0.005	—	0.002	0.002	0.002	0.001	—
宝塚市	よりあいひろば	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.005	0.004	0.004	0.002	0.005	0.002	0.001	0.001	0.001
川西市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.009	0.007	0.007	0.002	0.005	0.005	0.004	0.004	0.001
三田市	市 役 所	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0.004	0.005	0.003	0.004	—	0.001	0.002	0.001	0.001	—
神戸市	深 江	0	0	(0)	—	—	0	0	(0)	—	—	0.008	0.008	(0.007)	—	—	0.003	0.003	(0.003)	—	—
	東 灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.008	0.007	0.006	0.006	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.010	0.010	0.010	0.008	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	灘 浜	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0.010	—	—	—	—	0.006
	港 島	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0.008	—	—	—	—	0.004
	灘	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.007	0.007	—	—	—	0.003	0.003	—	—	—
	葺 合	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.006	0.008	—	—	—	0.002	0.003	—	—	—
	兵庫南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.009	0.012	0.013	0.011	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005
	長 田	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.006	0.008	—	—	—	0.003	0.004	—	—	—
	須 磨	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.007	0.008	—	—	—	0.002	0.003	—	—	—
	白 川 台	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.007	0.009	—	—	—	0.004	0.005	—	—	—
	垂 水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.010	0.011	0.009	0.008	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
	西 神	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.005	0.005	—	—	—	0.002	0.002	—	—	—
押 部 谷	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.006	0.007	—	—	—	0.002	0.003	—	—	—	
北 神	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.005	0.006	—	—	—	0.002	0.002	—	—	—	
明石市	王 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.013	0.011	0.008	0.009	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003
	二 見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	大 久 保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
稲美町	町 役 場	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0.007	0.007	0.007	0.006	—	0.002	0.002	0.002	0.002	—
播磨町	町 役 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.011	0.011	0.008	0.007	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002
加古川市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	尾 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.010	0.010	0.008	0.008	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
	志方公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.002	0.002	0.001	0.001

市 町	測 定 局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年 平 均 値				
		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
加古川市	別 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.010	0.009	0.008	0.008	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	神 野	(0)	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0.010)	—	—	—	—	(0.005)	—	—	—	—
	東 神 吉	0	0	(0)	—	—	0	0	(0)	—	—	0.008	0.011	(0.008)	—	—	0.005	0.005	(0.004)	—	—
	平 荘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
高砂市	市 役 所	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0.005	0.005	0.005	0.005	—	0.002	0.002	0.002	0.001	—
西脇市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
姫路市	八 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	広 畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	飾 磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	白 浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	御 国 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.007	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002
	網 干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.006	0.006	0.004	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
	飾 西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	豊 富	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0.004	0.004	0.004	0.003	(0.002)	0.001	0.002	0.001	0.001	(0.001)
香 寺	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0.002	—	—	—	—	0.001	
林 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.004	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
太子町	町 役 場	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0.003	0.004	0.005	0.004	—	0.001	0.002	0.002	0.001	—
たつの市	市 役 所	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0.007	0.007	0.009	0.008	—	0.004	0.004	0.004	0.004	—
相生市	市 役 所	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0.004	0.004	0.005	0.004	—	0.002	0.002	0.002	0.001	—
赤穂市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.010	0.011	0.008	0.007	0.004	0.005	0.005	0.005	0.003
丹波市	柏 原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.004	0.004	0.002	0.003	0.003	0.001	0.002	0.001
豊岡市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
洲本市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
全測定局単純平均値																	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
																	[57局]	[57局]	[46局]	[46局]	[40局]
継続測定局単純平均値																	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
																	[33局]	[33局]	[29局]	[29局]	[23局]

- (参考)
- 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値(2%除外値)が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
 - 2 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 - 3 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
 - 4 全測定局、継続測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。
 - 5 は、昭和48年からの継続測定局を示す。

表2 二酸化窒素濃度の環境基準との対比等

市 町	測 定 局	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	0.042	0.041	0.046	0.038	0.040	0.019	0.020	0.021	0.018	0.018
	中 部	0.049	0.046	0.051	0.046	0.046	0.024	0.024	0.024	0.022	0.022
	南 部	0.051	0.048	0.056	0.047	0.046	0.028	0.028	0.028	0.025	0.024
西宮市	市 役 所	0.052	0.047	0.052	0.050	0.048	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023
	鳴 尾 支 所	0.052	0.052	0.058	0.049	0.050	0.032	0.031	0.032	0.029	0.029
	瓦木公民館	0.044	0.042	0.050	0.045	0.044	0.024	0.024	0.024	0.023	0.023
	甲陵中学校	0.040	0.037	0.045	0.037	0.034	0.018	0.017	0.019	0.016	0.015
	山口小学校	0.031	0.032	0.038	0.032	0.030	0.016	0.016	0.017	0.015	0.014
	浜 甲 子 園	0.045	0.044	0.048	0.043	0.042	0.023	0.023	0.023	0.021	0.021
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0.035	0.032	0.031	0.030	0.027	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011
伊丹市	市 役 所	0.042	0.041	0.047	0.037	0.033	0.022	0.024	0.023	0.019	0.017
宝塚市	よりあいひろば	0.044	0.043	0.051	0.043	0.038	0.022	0.022	0.022	0.020	0.019
川西市	市 役 所	0.034	0.028	0.031	0.028	0.024	0.016	0.015	0.015	0.013	0.012
三田市	市 役 所	0.023	0.023	0.023	0.022	0.019	0.012	0.012	0.011	0.010	0.009
神戸市	深 江	0.044	0.041	(0.040)	—	—	0.022	0.021	(0.020)	—	—
	東 灘	0.043	0.038	0.040	0.035	0.034	0.021	0.019	0.019	0.017	0.017
	六甲アイランド	0.049	0.046	0.046	0.046	0.042	0.024	0.024	0.023	0.021	0.022
	灘 浜	—	—	—	—	0.049	—	—	—	—	0.027
	住 吉 南	—	—	—	—	0.048	—	—	—	—	0.025
	港 島	—	—	—	—	0.044	—	—	—	—	0.020
	灘	0.038	0.038	0.039	0.041	0.034	0.018	0.018	0.017	0.016	0.017
	葺 合	0.031	0.033	0.034	(0.034)	0.028	0.015	0.015	0.015	(0.014)	0.013
	兵 庫 南 部	0.048	0.049	0.057	0.050	0.047	0.025	0.026	0.027	0.024	0.023
	長 田	0.044	0.041	0.047	0.041	0.040	0.023	0.022	0.023	0.020	0.020
	須 磨	0.052	0.048	0.050	0.049	0.046	0.027	0.027	0.026	0.024	0.024
	白 川 台	0.032	0.031	0.035	0.034	0.034	0.015	0.015	0.016	0.015	0.015
	垂 水	0.046	0.044	0.044	0.041	0.040	0.025	0.023	0.023	0.021	0.021
	西 神	0.031	0.029	0.030	0.028	0.030	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012
	押 部 谷	0.026	0.024	0.028	0.025	0.025	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010
	北	0.027	0.025	0.027	0.024	0.024	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011
北 神	0.029	0.026	0.030	0.026	0.025	0.013	0.012	0.012	0.011	0.012	
明石市	王 子	0.040	0.037	0.045	0.039	0.037	0.021	0.020	0.022	0.020	0.020
	二 見	0.041	0.037	0.040	0.037	0.035	0.019	0.020	0.020	0.019	0.018
	大 久 保	0.036	0.034	0.040	0.040	0.037	0.020	0.019	0.021	0.021	0.021
稲美町	町 役 場	0.037	0.032	0.034	0.030	0.029	0.016	0.016	0.016	0.014	0.013
播磨町	町 役 場	0.036	0.035	0.035	0.032	0.032	0.018	0.018	0.018	0.016	0.017
加古川市	市 役 所	0.038	0.034	0.037	0.033	0.032	0.019	0.018	0.019	0.018	0.017
	尾 上	0.034	0.032	0.035	0.034	0.032	0.016	0.016	0.018	0.017	0.017
	志方公民館	0.029	0.026	0.027	0.023	0.024	0.013	0.012	0.011	0.010	0.011

市 町	測 定 局	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
加古川市	別 府	0.040	0.038	0.038	0.034	0.033	0.021	0.021	0.020	0.018	0.017
	神 野	(0.032)	—	—	—	—	(0.017)	—	—	—	—
	東 神 吉	0.029	0.029	0.031	0.026	0.026	0.014	0.014	0.014	0.012	0.012
	平 荘	0.027	0.027	0.027	0.023	0.023	0.010	0.013	0.012	0.011	0.010
高砂市	市 役 所	0.037	0.034	0.038	0.032	0.030	0.018	0.018	0.019	0.016	0.015
西脇市	市 役 所	0.021	0.021	0.020	0.020	0.016	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007
姫路市	八 代	0.031	0.029	0.030	0.026	0.025	0.015	0.014	0.015	0.013	0.013
	広 畑	0.038	0.035	0.036	0.032	0.034	0.019	0.019	0.019	0.017	0.017
	飾 磨	0.033	0.030	0.037	0.035	0.034	0.017	0.017	0.020	0.018	0.018
	白 浜	0.033	0.031	0.043	0.029	0.030	0.016	0.016	0.017	0.015	0.014
	御 国 野	0.031	0.029	0.031	0.027	0.027	0.015	0.015	0.016	0.014	0.014
	網 干	0.033	0.028	0.030	0.028	0.033	0.016	0.015	0.016	0.015	0.016
	飾 西	0.028	0.025	0.026	0.023	0.022	0.014	0.015	0.013	0.012	0.012
	豊 富	0.023	0.022	0.024	0.020	(0.014)	0.012	0.012	0.012	0.010	(0.009)
	香 寺	—	—	—	—	0.017	—	—	—	—	0.008
林 田	0.017	0.015	0.019	0.015	0.018	0.008	0.007	0.009	0.007	0.008	
太子町	町 役 場	0.030	0.029	0.030	0.030	0.026	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015
たつの市	市 役 所	0.023	0.023	0.022	0.021	0.019	0.011	0.012	0.010	0.011	0.009
相生市	市 役 所	0.034	0.033	0.034	0.032	0.031	0.018	0.019	0.019	0.017	0.016
赤穂市	市 役 所	0.030	0.031	0.031	0.029	0.024	0.015	0.017	0.017	0.014	0.013
丹波市	柏 原	0.015	0.015	0.013	0.016	0.012	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005
豊岡市	市 役 所	0.024	0.022	0.015	0.017	0.024	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007
洲本市	市 役 所	0.030	0.034	0.030	0.027	0.028	0.014	0.014	0.014	0.011	0.011
全測定局単純平均値							0.018	0.017	0.017	0.016	0.016
							[57局]	[57局]	[56局]	[55局]	[59局]
継続測定局単純平均値							0.019	0.019	0.019	0.017	0.017
							[35局]	[35局]	[34局]	[33局]	[33局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の低い方から98%目にくる値が 0.06ppm 以下であること。」をいう。
- 2 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 3 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 4 測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。
- 5 [] は、昭和53年からの継続測定局を表す。

表3 浮遊粒子状物質の環境基準との対比等

市 町	測 定 局	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数					日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m ³)					年 平 均 値				
		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
尼崎市	北 部	1	0	12	0	0	0	0	1	1	0	0.055	0.065	0.054	0.061	0.048	0.025	0.028	0.024	0.021	0.021
	中 部	0	0	10	13	0	0	0	1	1	0	0.049	0.063	0.058	0.061	0.046	0.023	0.026	0.027	0.025	0.023
	南 部	1	0	10	14	0	0	0	2	1	0	0.066	0.071	0.065	0.069	0.055	0.034	0.032	0.031	0.028	0.024
西宮市	市 役 所	0	0	11	12	0	0	0	1	1	0	0.056	0.063	0.057	0.062	0.052	0.025	0.026	0.026	0.024	0.024
	鳴尾支所	1	0	19	14	0	0	0	3	1	0	0.062	0.067	0.070	0.068	0.055	0.027	0.029	0.030	0.027	0.025
	瓦木公民館	0	0	11	12	0	0	0	1	1	0	0.058	0.056	0.058	0.060	0.046	0.025	0.026	0.026	0.023	0.021
	甲陵中学校	0	0	11	0	0	0	0	1	0	0	0.053	0.059	0.059	0.064	0.049	0.023	0.025	0.024	0.022	0.020
	山口小学校	0	0	11	0	0	0	0	1	0	0	0.053	0.060	0.060	0.063	0.049	0.023	0.026	0.025	0.021	0.021
	浜甲子園	3	0	11	0	0	1	0	1	0	0	0.070	0.073	0.067	0.075	0.061	0.029	0.029	0.029	0.027	0.026
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0	2	14	13	0	0	1	1	1	0	0.055	0.070	0.060	0.071	0.053	0.024	0.028	0.026	0.024	0.021
伊丹市	市 役 所	0	0	12	13	0	0	0	1	1	0	0.053	0.065	0.062	0.065	0.049	0.025	0.027	0.027	0.023	0.020
宝塚市	よりあいひろば	0	0	11	14	0	0	0	1	1	0	0.049	0.057	0.065	0.068	0.054	0.024	0.024	0.025	0.022	0.021
川西市	市 役 所	0	0	11	10	0	0	0	1	1	0	0.047	0.054	0.054	0.058	0.041	0.023	0.024	0.024	0.022	0.018
三田市	市 役 所	0	0	19	18	0	0	0	2	2	0	0.048	0.058	0.065	△0.061	0.046	0.025	0.028	0.032	0.028	0.022
神戸市	深 江	0	0	(26)	—	—	—	1	(2)	—	—	0.070	0.078	(0.078)	—	—	0.037	0.038	(0.039)	—	—
	東 灘	0	0	13	14	0	0	0	2	1	0	0.050	0.065	0.063	0.070	0.051	0.025	0.028	0.027	0.023	0.021
	六甲アイランド	0	0	11	14	0	0	0	1	1	0	0.055	0.068	0.063	0.063	0.047	0.027	0.028	0.028	0.023	0.021
	灘 浜	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0.052	—	—	—	—	0.025
	港 島	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0.065	—	—	—	—	0.028
	灘	0	0	10	14	0	0	0	1	1	0	0.040	0.051	0.050	0.054	0.040	0.019	0.021	0.021	0.020	0.017
	葺 合	1	0	2	(0)	0	0	0	1	(0)	0	0.043	0.049	0.047	(0.069)	0.048	0.022	0.023	0.022	(0.022)	0.021
	兵庫南部	0	0	12	14	0	0	0	1	1	0	0.059	0.072	0.062	0.073	0.054	0.028	0.031	0.029	0.030	0.027
	長 田	0	0	25	18	0	0	0	4	3	0	0.069	0.077	0.081	0.082	0.057	0.036	0.036	0.038	0.032	0.027
	須 磨	1	0	12	8	0	0	1	1	1	0	0.061	0.074	0.068	0.076	0.056	0.029	0.032	0.030	0.029	0.026
	白 川	0	0	13	7	0	0	0	1	1	0	0.055	0.062	0.059	0.055	0.048	0.027	0.028	0.027	0.022	0.022
	垂 水	1	0	13	17	0	0	0	2	1	0	0.061	0.066	0.065	0.069	0.054	0.032	0.032	0.032	0.030	0.027
	西 神	0	0	15	13	0	0	0	1	1	0	0.044	0.049	0.058	0.064	0.045	0.017	0.020	0.025	0.022	0.020
	押 部	0	0	14	12	0	0	0	2	1	0	0.054	0.059	0.063	0.074	0.048	0.027	0.028	0.027	0.022	0.020
北	0	0	13	14	0	0	0	1	1	0	0.042	0.045	0.046	0.056	0.040	0.016	0.017	0.018	0.017	0.016	
明石市	北 神	0	0	12	3	0	0	0	2	1	0	0.053	0.059	0.062	0.062	0.046	0.026	0.027	0.028	0.022	0.020
	王 子	0	0	12	3	0	0	0	2	2	0	0.057	0.066	0.069	0.082	0.055	0.027	0.029	0.030	0.027	0.025
	二 見	0	0	13	8	0	0	0	1	1	0	0.055	0.065	0.067	0.071	0.052	0.026	0.028	0.028	0.026	0.024
稲美町	大 久 保	0	0	20	16	0	0	0	2	2	0	0.057	0.060	0.070	0.074	0.049	0.024	0.027	0.029	0.023	0.021
	町 役 場	0	0	14	13	0	0	0	1	3	0	0.066	0.067	0.071	0.069	0.058	0.032	0.036	0.038	0.032	0.028
播磨町	町 役 場	0	0	14	12	0	0	0	1	1	0	0.056	0.060	0.068	0.066	0.049	0.027	0.027	0.031	0.024	0.023
加古川市	市 役 所	0	0	14	1	0	0	0	3	2	0	0.066	0.077	0.084	0.083	0.062	0.035	0.043	0.043	0.036	0.032
	尾 上	0	0	17	9	6	0	0	1	3	2	0.067	0.086	0.079	0.092	△0.063	0.031	0.033	0.032	0.029	0.027
	志方公民館	0	0	14	10	3	1	2	1	1	1	0.064	△0.077	0.069	0.077	0.056	0.025	0.030	0.027	0.026	0.023

市 町	測 定 局	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数					日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m^3)					年 平 均 値				
		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3
加古川市	別 府	0	0	6	1	0	0	0	1	2	0	0.062	0.071	0.072	0.081	0.059	0.033	0.036	0.033	0.034	0.031
	神 野	(0)	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0.06)	—	—	—	—	(0.027)	—	—	—	—
	東 神 吉	0	0	14	13	0	1	0	1	2	0	0.065	0.074	0.079	0.072	0.054	0.027	0.029	0.029	0.026	0.024
	平 荘	0	0	15	9	0	0	0	3	2	0	0.067	0.079	0.074	0.084	0.062	0.031	0.037	0.031	0.028	0.026
高砂市	市 役 所	0	0	16	13	0	0	0	2	1	0	0.056	0.060	0.062	0.064	0.049	0.026	0.028	0.031	0.028	0.026
西脇市	市 役 所	0	0	10	0	0	0	0	1	1	0	0.061	0.065	0.062	0.070	0.055	0.031	0.033	0.030	0.032	0.026
姫路市	八 代	1	0	16	12	0	0	0	2	1	0	0.060	0.067	0.059	0.065	0.048	0.030	0.031	0.027	0.023	0.022
	広 畑	0	0	14	10	0	0	0	2	1	0	0.049	0.067	0.074	0.073	0.053	0.026	0.032	0.032	0.028	0.025
	飾 磨	0	0	0	10	0	0	1	2	1	0	0.065	0.079	0.071	0.073	0.056	0.029	0.033	0.030	0.025	0.023
	白 浜	0	0	15	5	0	0	0	2	1	0	0.061	0.071	0.064	0.077	0.049	0.030	0.032	0.028	0.027	0.025
	御 国 野	0	0	14	13	0	0	0	2	1	0	0.048	0.059	0.073	0.059	0.052	0.022	0.031	0.032	0.023	0.027
	網 干	0	0	15	5	0	0	0	2	1	0	0.052	0.047	0.069	0.065	0.053	0.022	0.020	0.027	0.026	0.028
	飾 西	0	0	12	8	0	0	0	1	1	0	0.062	0.072	0.068	0.067	0.058	0.026	0.028	0.026	0.022	0.022
	豊 富	0	0	16	7	(0)	0	0	2	1	(0)	0.064	0.063	0.068	0.069	(0.049)	0.029	0.029	0.031	0.030	(0.028)
	香 寺	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0.049	—	—	—	—	0.023
林 田	0	0	0	7	0	0	0	1	1	0	0.065	0.067	0.066	0.074	0.054	0.026	0.027	0.025	0.022	0.022	
太子町	町 役 場	2	0	16	9	0	0	0	2	1	0	0.056	0.058	0.060	0.069	0.050	0.027	0.028	0.027	0.024	0.022
たつの市	市 役 所	0	0	13	8	0	0	0	1	1	0	0.047	0.052	0.056	0.053	0.048	0.021	0.021	0.025	0.019	0.019
相生市	市 役 所	0	0	17	9	0	0	0	1	1	0	0.055	0.057	0.061	0.067	0.049	0.026	0.027	0.027	0.024	0.023
赤穂市	市 役 所	0	0	16	9	0	0	0	1	1	0	0.053	0.063	0.059	0.070	0.048	0.022	0.025	0.025	0.023	0.021
丹波市	柏 原	0	0	11	4	0	0	0	2	1	0	0.046	0.044	0.051	0.057	0.041	0.019	0.021	0.021	0.022	0.019
豊岡市	市 役 所	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0.049	0.049	0.051	0.047	0.038	0.019	0.020	0.019	0.017	0.018
洲本市	市 役 所	0	0	6	12	0	0	0	0	1	0	0.052	0.054	0.058	0.059	0.049	0.024	0.025	0.025	0.023	0.023
全測定局単純平均値																	0.026	0.028	0.028	0.025	0.023
																	[57局]	[57局]	[56局]	[55局]	[58局]
継続測定局単純平均値																	0.026	0.028	0.028	0.025	0.023
																	[32局]	[32局]	[31局]	[30局]	[30局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値(2%除外値)が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
- 2 この表において、「△」は、2日連続で日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。
- 3 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 4 全測定局、継続測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。
- 5 [] は、昭和51年からの継続測定局を示す。

表4 自動車排出ガス（二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）の環境基準との対比等

(1) 二酸化窒素

市 町	測 定 局	設置 主体	道 路	日平均値の年間98%値					年 平 均 値					
				平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	
				ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	
尼崎市	浜 田	市	国道2号	0.050	0.046	0.053	0.043	0.042	0.026	0.025	0.025	0.023	0.022	
	武庫川	市	国道43号	× 0.064	0.059	× 0.063	0.054	0.054	0.036	0.036	0.033	0.029	0.029	
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	0.053	0.048	0.054	0.047	0.044	0.032	0.030	0.029	0.028	0.026	
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	0.052	0.049	0.054	0.048	0.047	0.032	0.029	0.032	0.028	0.028	
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0.055	0.055	0.060	0.051	0.049	0.034	0.035	0.035	0.032	0.030	
	園和小学校	市	市道尼崎豊中線	0.046	0.043	0.045	0.036	0.034	0.026	0.026	0.024	0.020	0.018	
西宮市	六 堪 寺	市	国道2号	0.041	0.050	0.054	0.051	0.048	0.023	0.028	0.028	0.026	0.026	
	甲 子 園	市	国道43号	0.050	0.052	0.056	0.049	0.046	0.031	0.032	0.033	0.030	0.027	
	津 門 川	市	国道43号	0.058	0.052	0.056	0.051	0.051	0.032	0.029	0.029	0.028	0.028	
	河 原	市	国道171号	0.047	0.045	0.047	0.046	0.043	0.025	0.025	0.024	0.022	0.022	
	塩 瀬	市	国道176号	0.047	0.046	0.046	0.048	0.050	0.029	0.028	0.028	0.029	0.031	
芦屋市	打 出	県	国道43号	× 0.065	× 0.061	× 0.070	0.059	0.059	0.038	0.036	0.037	0.032	0.032	
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	× 0.065	× 0.062	× 0.061	0.059	0.057	0.042	0.040	0.037	0.037	0.037	
宝塚市	栄 町	県	国道176号	0.059	× 0.064	× 0.066	× 0.065	× 0.062	0.040	0.043	0.042	0.040	0.040	
神戸市	川西市	加 茂	県	県道尼崎池田線	0.053	0.052	0.051	0.045	0.043	0.029	0.027	0.025	0.023	0.023
	西 部	垂 水	市	国道2号	0.053	0.054	0.058	0.053	0.052	0.033	0.034	0.034	0.033	0.033
		西 部	市	阪神高速道路	0.046	0.046	0.049	0.045	0.046	0.025	0.026	0.025	0.023	0.025
	東 部	東 部	市	国道43号	0.054	0.055	0.055	0.054	0.051	0.030	0.030	0.029	0.028	0.029
		西 神	市	国道175号	0.050	0.053	0.047	0.045	(0.044)	0.030	0.029	0.027	0.026	(0.025)
	北 神	北 神	市	中国自動車道	0.030	0.031	0.033	0.030	0.029	0.019	0.019	0.019	0.018	0.017
		西	市	国道175号	—	—	—	—	(0.042)	—	—	—	—	(0.025)
	明石市	中 西 部	市	県道神戸明石線	—	—	—	—	(0.039)	—	—	—	—	(0.022)
		三 宮	市	県道神戸明石線	* 0.069	* 0.060	* 0.058	* 0.057	—	* 0.044	* 0.038	* 0.037	* 0.037	—
		小 久 保	市	国道2号	0.046	0.043	0.046	0.042	0.043	0.025	0.023	0.026	0.025	0.026
加古川市	林 崎	市	県道明石高砂線	0.047	0.043	0.049	0.050	0.046	0.024	0.022	0.026	0.026	0.024	
	平 岡	市	国道2号(加古川パラス)	0.048	0.045	0.051	0.051	0.044	0.027	0.025	0.028	0.026	0.024	
高砂市	鳩 里	市	国道250号(明姫幹線)	(0.045)	0.042	0.041	0.038	0.039	(0.027)	0.024	0.023	0.021	0.021	
	中 島	県	国道250号(明姫幹線)	0.042	0.041	0.044	0.038	0.035	0.026	0.026	0.025	0.023	0.021	
小野市	上 本 町	県	県道加古川小野線	0.035	0.032	0.035	0.030	0.027	0.022	0.019	0.018	0.017	0.015	
姫路市	船 場	市	国道2号	0.043	0.038	0.04	0.031	0.035	0.026	0.025	0.024	0.018	0.022	
	飾 磨	市	県道姫路港線	0.039	0.038	0.04	0.035	0.037	0.023	0.025	0.023	0.020	0.021	
相生市	池 之 内	県	国道2号	0.041	0.039	0.039	0.039	0.040	0.025	0.025	0.025	0.024	0.023	
豊岡市	小 尾 崎	県	国道312号	0.024	0.026	0.022	0.021	0.020	0.016	0.015	0.013	0.012	0.011	
全測定局単純平均値									0.028	0.028	0.028	0.026	0.025	
									[29局]	[30局]	[30局]	[30局]	[29局]	
継続測定局単純平均値									0.029	0.029	0.029	0.026	0.026	
									[20局]	[20局]	[20局]	[20局]	[19局]	

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての日数の1日の平均値について、日平均値の低い方から98%目にくる値が0.06ppm以下であることを。」をいう。
 2 この表において、「日平均値の年間98%値」の欄で「×」の印のついた地点は、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。
 3 神戸市三宮局の*印は、車道上で測定(車道局)しているため、環境基準を適用しない。
 4 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 5 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
 6 測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、神戸市三宮局及び有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。
 7 [] は、昭和53年からの継続測定局を表す。

(2) 浮遊粒子状物質

市 町	測 定 局	設置 主体	道 路	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間 数					日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日 数					日平均値の2%除外値(mg/m ³)					年 平 均 値				
				平成 16年度 時間数	平成 17年度 時間数	平成 18年度 時間数	平成 19年度 時間数	平成 20年度 時間数	平成 16年度 日数	平成 17年度 日数	平成 18年度 日数	平成 19年度 日数	平成 20年度 日数	平成 16年度 mg/m ³	平成 17年度 mg/m ³	平成 18年度 mg/m ³	平成 19年度 mg/m ³	平成 20年度 mg/m ³	平成 16年度 mg/m ³	平成 17年度 mg/m ³	平成 18年度 mg/m ³	平成 19年度 mg/m ³	平成 20年度 mg/m ³
				尼崎市	武庫川	市	国道43号	0	0	10	13	0	0	0	3	2	0	0.064	0.069	0.068	0.068	0.059	0.032
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	8	2	0	0	2	2	1	0	0.069	△ 0.077	0.062	0.063	0.052	0.033	0.032	0.029	0.025	0.024
西宮市	六湛寺	市	国道2号	0	0	11	16	0	1	0	1	1	0	0.067	0.066	0.055	0.064	0.048	0.027	0.027	0.026	0.025	0.022
	甲子園	市	国道43号	0	0	10	13	0	3	0	1	1	0	△ 0.065	0.069	0.070	0.076	0.055	0.032	0.030	0.029	0.028	0.025
	津門川	市	国道43号	0	1	12	4	0	0	1	1	0	0	0.058	0.079	0.069	0.075	0.055	0.025	0.032	0.031	0.029	0.026
	河原	市	国道171号	0	0	11	11	0	0	0	1	1	0	0.051	0.051	0.051	0.062	0.046	0.021	0.021	0.021	0.021	0.019
芦屋市	塩瀬	市	国道176号	0	0	11	10	0	0	0	1	1	0	0.056	0.056	0.055	0.063	0.050	0.026	0.026	0.024	0.025	0.024
	打出	市	国道43号	0	0	12	13	0	0	0	3	1	0	0.069	0.074	0.069	0.068	0.050	0.032	0.032	0.032	0.026	0.022
伊丹市	緑ヶ丘	市	国道171号	0	2	19	14	0	0	4	2	1	0	0.079	0.090	0.075	0.071	0.053	0.042	0.042	0.037	0.031	0.027
宝塚市	栄町	市	国道176号	14	0	20	15	0	0	0	3	1	0	0.075	0.074	0.075	0.074	0.055	0.039	0.037	0.034	0.029	0.026
川西市	加茂	市	県道尼崎池田線	0	0	12	14	0	0	0	2	1	0	0.07	0.079	0.063	0.064	0.055	0.042	0.042	0.032	0.029	0.028
神戸市	垂水	市	国道2号	0	0	26	28	0	3	2	6	10	0	0.096	△ 0.090	△ 0.092	× 0.105	0.069	0.048	0.045	0.046	0.044	0.038
	西部	市	阪神高速道路	1	0	7	15	0	1	0	1	1	0	0.072	0.078	0.062	0.077	0.049	0.030	0.031	0.027	0.028	0.022
	東部	市	国道43号	0	0	12	14	0	0	0	2	1	0	0.060	0.067	0.071	0.079	0.061	0.029	0.030	0.031	0.027	0.025
	西神	市	国道175号	0	0	13	11	(0)	0	0	1	2	(0)	0.060	0.064	0.066	0.068	(0.058)	0.028	0.029	0.029	0.027	(0.030)
	北西	市	中国自動車道	0	0	13	7	0	0	0	1	1	0	0.053	0.06	0.063	0.064	0.050	0.025	0.027	0.026	0.023	0.021
明石市	西	市	国道175号	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0.048)	—	—	—	—	(0.021)
	小久保	市	国道2号	1	0	14	15	0	0	0	2	5	0	0.058	0.061	0.068	0.09	0.052	0.027	0.029	0.030	0.032	0.024
加古川市	林久保	市	県道明石高砂線	3	0	1	4	0	0	0	0	8	0	0.068	0.076	0.073	× 0.106	0.072	0.027	0.038	0.037	0.046	0.039
	平岡	市	国道2号(加古川バイパス)	0	0	22	12	0	0	5	3	2	0	0.073	△ 0.082	0.080	0.084	0.059	0.035	0.036	0.039	0.036	0.030
高砂市	鳩里	市	国道250号(明姫幹線)	(0)	0	16	13	0	(0)	7	1	2	0	(0.056)	△ 0.095	0.069	0.083	0.062	(0.028)	0.035	0.034	0.033	0.030
	中島	市	国道250号(明姫幹線)	0	0	13	12	0	0	0	1	1	0	0.067	0.065	0.064	0.071	0.052	0.033	0.028	0.028	0.027	0.024
小野市	上本町	市	県道加古川小野線	0	0	15	10	1	0	0	2	1	0	0.067	0.070	0.068	0.071	0.053	0.033	0.033	0.030	0.027	0.027
姫路市	船場	市	国道2号	0	0	20	12	0	0	0	6	4	0	0.071	0.073	△ 0.082	0.079	0.055	0.031	0.031	0.032	0.026	0.023
	飾磨	市	県道姫路港線	0	0	15	11	0	0	0	3	1	0	0.069	0.070	0.074	0.074	0.047	0.030	0.032	0.030	0.023	0.020
相生市	池之内	市	国道2号	0	0	16	10	0	2	0	3	2	0	0.073	0.077	0.065	0.076	0.048	0.034	0.036	0.028	0.027	0.023
豊岡市	小尾崎	市	国道312号	—	—	—	2	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.054	0.051	—	—	—	0.020	0.021
全測定局単純平均値																			0.032	0.033	0.031	0.029	0.025
																			[24局]	[25局]	[25局]	[26局]	[25局]
継続測定局単純平均値																			0.035	0.034	0.032	0.029	0.025
																			[7局]	[7局]	[7局]	[7局]	[7局]

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値について、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値(2%除外値)が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
 2 この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「×」は2%除外値が0.10mg/m³を超過したことを、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。
 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 4 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
 5 全測定局、継続測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。
 6 [] は、平成元年からの継続測定局を示す。

(3)一酸化炭素

市町	測定局	設置主体	道路	8時間平均値が20ppmを超えた回数					日平均値が10ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値 (ppm)					年平均値				
				平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
				回数	回数	回数	回数	回数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	国設尼崎自排	国	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5
	武庫川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.3	1.1	1.1	1.0	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.9	1.8	1.8	1.5	1.4	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9
西宮市	六湛寺	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
	甲子園	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.0	1.2	1.0	1.0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
	津門川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4
	河原	市	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.9	1.0	0.9	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
芦屋市	塩瀬	市	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.9	0.9	1.0	0.9	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	打出	県	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.6	1.6	1.6	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.8	0.8
宝塚市	栄町	県	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	1.1	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.0	1.1	1.0	0.9	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
神戸市	垂水	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.3	1.3	1.1	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4
	西部	市	阪神高速道路	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0.8	0.8	—	—	—	0.4	0.4	—	—	—
	東部	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4
	西神	市	国道175号	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	1.1	1.0	—	—	—	0.7	0.6	—	—	—
	北神	市	中国自動車道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.7	0.8	0.8	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2
	中部	市	県道神戸明石線	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0)	—	—	—	—	(0.7)	—	—	—	—	(0.3)
明石市	三宮	市	県道神戸明石線	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	1.9	1.7	1.7	1.4		* 1.3	* 1.2	* 1.1	* 1.0	—
	小久保	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	0.9	1.1	0.9	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
	林崎	市	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5
	平岡	市	国道2号(加古川バース)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.7	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
小野市	中島	県	国道250号(明姫幹線)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4
	上本町	県	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.1	1.1	0.9	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5
姫路市	船場	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4
	飾磨	市	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
相生市	池之内	県	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
豊岡市	小尾崎	県	国道312号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	1.0	0.7	1.0	0.7	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
全測定局単純平均値														0.6	0.6	0.6	0.5	0.5					
														[26局]	[26局]	[24局]	[24局]	[24局]					
継続測定局単純平均値														0.6	0.6	0.6	0.5	0.5					
														[18局]	[18局]	[16局]	[16局]	[16局]					

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値について、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値(2%除外値)が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
 2 神戸市三宮局の*印は、車道上で測定(車道局)しているため、環境基準を適用しない。
 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 4 () は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
 5 全測定局、継続測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、神戸市三宮局及び有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。
 6 [] は、昭和53年からの継続測定局を示す。

表5 光化学オキシダント濃度の環境基準との対比等

市 町	測 定 局	屋間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数					屋間の1時間値の平均値(ppm)					屋間の日最高1時間値の平均値(ppm)				
		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	647	678	598	558	678	0.041	0.042	0.041	0.041	0.042	0.063	0.064	0.063	0.061	0.064
	中 部	285	311	282	262	318	0.028	0.029	0.030	0.030	0.029	0.043	0.044	0.045	0.045	0.045
	南 部	226	216	413	428	508	0.030	0.029	0.036	0.037	0.038	0.049	0.048	0.058	0.059	0.060
西宮市	市 役 所	93	145	178	257	284	0.022	0.026	0.027	0.030	0.028	0.034	0.039	0.041	0.044	0.043
	鳴尾支所	105	316	399	341	529	0.017	0.026	0.026	0.027	0.029	0.032	0.045	0.046	0.045	0.048
	瓦木公民館	74	271	332	451	445	0.020	0.026	0.029	0.032	0.030	0.033	0.044	0.048	0.050	0.047
	甲陵中学校	204	617	625	712	697	0.026	0.036	0.037	0.038	0.036	0.040	0.054	0.055	0.055	0.052
	山口小学校	263	607	522	653	556	0.026	0.033	0.033	0.035	0.034	0.042	0.051	0.051	0.052	0.051
	浜甲子園	87	276	332	418	341	0.023	0.031	0.031	0.031	0.035	0.036	0.046	0.047	0.051	0.044
	朝日ヶ丘小学校	480	378	410	609	485	0.038	0.037	0.038	0.039	0.039	0.052	0.051	0.052	0.053	0.052
伊丹市	市 役 所	264	196	143	217	224	0.026	0.026	0.025	0.028	0.026	0.041	0.040	0.038	0.044	0.039
宝塚市	よりあいひろば	383	298	281	282	172	0.031	0.031	0.030	0.030	0.025	0.047	0.046	0.045	0.044	0.037
川西市	市 役 所	277	74	105	257	244	0.028	0.027	0.026	0.031	0.029	0.043	0.040	0.039	0.045	0.043
三田市	市 役 所	511	672	758	783	421	0.031	0.036	0.038	0.038	0.028	0.046	0.054	0.057	0.056	0.041
神戸市	東 灘	427	341	381	427	521	0.037	0.032	0.033	0.035	0.038	0.056	0.048	0.050	0.051	0.055
	葺 合	385	435	389	444	563	0.035	0.033	0.033	0.038	0.035	0.055	0.050	0.050	0.055	0.052
	兵庫南部	468	621	555	390	671	0.037	0.037	0.037	0.040	0.038	0.057	0.055	0.053	0.054	0.054
	長 田	422	408	454	500	586	0.035	0.032	0.032	0.035	0.035	0.056	0.051	0.051	0.053	0.053
	須 磨	270	416	445	475	562	0.032	0.031	0.032	0.035	0.034	0.050	0.049	0.050	0.052	0.051
	白 川 台	273	241	259	353	470	0.031	0.029	0.029	0.031	0.032	0.052	0.046	0.047	0.049	0.051
	垂 水	406	471	421	688	754	0.036	0.034	0.032	0.037	0.037	0.053	0.051	0.049	0.055	0.055
	西 神	257	340	413	510	572	0.032	0.031	0.031	0.034	0.034	0.051	0.049	0.051	0.053	0.053
	押 部 谷	719	834	800	830	944	0.044	0.040	0.040	0.040	0.040	0.065	0.059	0.059	0.057	0.059
	北	687	838	811	830	885	0.044	0.041	0.040	0.041	0.040	0.063	0.058	0.057	0.057	0.056
明石市	北 神	727	570	526	648	758	0.046	0.037	0.035	0.039	0.040	0.064	0.053	0.050	0.054	0.055
	王 子	582	755	661	722	710	0.039	0.037	0.036	0.037	0.036	0.058	0.055	0.054	0.055	0.053
	二 見	355	470	609	522	480	0.029	0.032	0.033	0.034	0.032	0.048	0.053	0.055	0.053	0.051
	大 久 保	369	609	663	811	599	0.027	0.033	0.035	0.037	0.032	0.046	0.054	0.055	0.059	0.052
稲美町	町 役 場	229	385	682	621	499	0.024	0.029	0.034	0.032	0.029	0.041	0.048	0.055	0.052	0.047
播磨町	町 役 場	583	438	103	214	338	0.035	0.034	0.027	0.030	0.032	0.054	0.050	0.040	0.043	0.047
加古川市	市 役 所	409	573	314	286	302	0.031	0.034	0.031	0.030	0.029	0.049	0.054	0.048	0.045	0.044
	尾 上	379	637	652	570	656	0.030	0.036	0.035	0.035	0.035	0.047	0.056	0.055	0.053	0.054
	東神吉	366	673	716	652	368	0.030	0.036	0.036	0.036	0.031	0.048	0.057	0.056	0.054	0.048
高砂市	市 役 所	142	608	457	569	556	0.026	0.035	0.033	0.035	0.032	0.041	0.055	0.050	0.052	0.049
西脇市	市 役 所	390	166	136	108	151	0.031	0.028	0.026	0.026	0.026	0.047	0.042	0.040	0.039	0.039
	市 役 所	553	599	469	446	613	0.034	0.036	0.034	0.035	0.036	0.053	0.053	0.051	0.051	0.053

市 町	測 定 局	昼間の1時間値が ¹ 0.06ppmを超えた時間数					昼間の1時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)					
		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	
姫路市	八 代	365	535	497	517	560	0.028	0.034	0.033	0.034	0.034	0.046	0.053	0.051	0.051	0.052	
	広 畑	277	398	466	588	643	0.026	0.031	0.032	0.033	0.033	0.044	0.051	0.050	0.052	0.053	
	飾 磨	137	207	261	218	268	0.022	0.025	0.027	0.027	0.026	0.037	0.042	0.044	0.042	0.042	
	白 浜	312	445	460	457	291	0.028	0.031	0.033	0.031	0.029	0.046	0.051	0.051	0.048	0.047	
	御 国 野	402	401	451	525	555	0.031	0.031	0.030	0.034	0.033	0.048	0.048	0.045	0.051	0.051	
	網 干	321	462	499	532	643	0.029	0.033	0.032	0.034	0.035	0.045	0.053	0.051	0.051	0.054	
	飾 西	318	475	479	449	457	0.027	0.032	0.031	0.032	0.031	0.046	0.051	0.051	0.050	0.050	
	豊 富	526	581	693	489	188	0.031	0.035	0.036	0.032	0.051	0.050	0.055	0.056	0.048	0.070	
香 寺	—	—	—	—	286	—	—	—	—	0.033	—	—	—	—	0.052		
林 田	296	212	333	352	538	0.029	0.029	0.031	0.032	0.033	0.046	0.046	0.048	0.050	0.052		
太子町	町 役 場	556	295	383	418	548	0.030	0.029	0.030	0.031	0.033	0.049	0.047	0.047	0.049	0.053	
たつの市	市 役 所	149	364	306	413	479	0.028	0.033	0.032	0.033	0.033	0.043	0.049	0.048	0.048	0.049	
相生市	市 役 所	490	289	157	161	335	0.031	0.027	0.022	0.026	0.028	0.050	0.045	0.037	0.041	0.045	
赤穂市	市 役 所	346	49	25	137	584	0.028	0.019	0.017	0.025	0.034	0.045	0.029	0.027	0.039	0.052	
丹波市	柏 原	590	686	586	43	536	0.036	0.038	0.035	0.024	0.034	0.053	0.054	0.051	0.034	0.049	
豊岡市	市 役 所	259	297	165	80	431	0.029	0.030	0.033	0.028	0.033	0.044	0.044	0.048	0.042	0.049	
洲本市	市 役 所	493	382	332	516	612	0.035	0.031	0.029	0.036	0.036	0.051	0.045	0.045	0.050	0.053	
全測定局単純平均値							0.031	0.032	0.032	0.033	0.033	0.048	0.050	0.049	0.050	0.050	
							[52局]	[52局]	[52局]	[52局]	[53局]	[52局]	[52局]	[52局]	[52局]	[52局]	[53局]
継続測定局単純平均値							0.030	0.031	0.031	0.032	0.032	0.048	0.048	0.047	0.049	0.049	
							[34局]	[34局]	[34局]	[34局]	[34局]	[34局]	[34局]	[34局]	[34局]	[34局]	[34局]

- (参考) 1 環境基準の達成とは、「1年間の昼間に測定されたすべての1時間値が¹0.06ppm以下であること。」をいう。
2 「昼間」とは、季節によらず、5時から20時までの15時間の時間帯をいい、6時から20時までの15個の1時間値を評価対象とする。
3 は、昭和51年からの継続測定局を示す。

表6 光化学スモッグ広報等の年度別推移

	予 報		注 意 報		被害者届出数 (人)
	回 数	地域数	回 数	地域数	
平成10年度	4	8	4	10	0
平成11年度	5	14	7	13	209
平成12年度	8	15	17	61	0
平成13年度	0	0	5	19	0
平成14年度	14	44	8	23	38
平成15年度	3	9	7	17	0
平成16年度	5	9	6	10	0
平成17年度	8	26	9	27	0
平成18年度	5	23	8	20	0
平成19年度	3	4	4	7	0
平成20年度	1	1	6	13	0

(備考) 光化学スモッグ広報等の発令基準

予 報…測定局におけるオキシダント濃度が気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあるとき。

注意報…測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

表7 有害大気汚染物質の調査結果(平成20年4月～21年3月)

測定場所	アクリロニトリル $\mu\text{g}/\text{m}^3$			アセトアルデヒド $\mu\text{g}/\text{m}^3$			塩化ビニルモノマー $\mu\text{g}/\text{m}^3$			クロロホルム $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.59	0.050	0.25	5.6	2.4	3.3	0.18	0.0015	0.029	0.25	0.058	0.14
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.64	0.023	0.18	5.9	1.0	3.0	0.11	0.0060	0.024	0.52	0.071	0.24
	たつの市役所及び県龍野庁舎	0.37	0.027	0.15	6.3	2.1	3.6	0.050	0.0030	0.017	0.18	0.052	0.10
	豊岡市役所	0.41	0.036	0.16	5.7	1.5	3.1	0.034	0.0030	0.011	0.20	0.073	0.13
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.50	0.072	0.22	6.1	1.7	3.9	0.065	0.0050	0.028	0.79	0.11	0.37
	固定発生源周辺	高砂市斎場	0.15	0.014	0.072				0.43	0.0015	0.082	0.32	0.022
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.72	0.075	0.24	7.9	1.0	4.3	0.15	0.0060	0.047	0.73	0.15	0.41
H19全国測定結果(平均値)(注)		1.5	0.0042	0.10	7.5	0.15	2.5	9.9	0.0023	0.081	1.9	0.0060	0.21
環境基準値		-			-			-			-		

測定場所	1, 2-ジクロロエタン $\mu\text{g}/\text{m}^3$			ジクロロメタン $\mu\text{g}/\text{m}^3$			テトラクロロエチレン $\mu\text{g}/\text{m}^3$			トリクロロエチレン $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.15	0.053	0.087	1.5	0.27	0.82	0.42	0.090	0.21	0.51	0.030	0.17
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.19	0.027	0.095	17	0.58	5.2	0.41	0.060	0.18	1.3	0.080	0.42
	たつの市役所及び県龍野庁舎	0.17	0.028	0.088	2.6	0.22	0.71	0.15	0.040	0.089	0.59	0.015	0.16
	豊岡市役所	0.092	0.026	0.054	3.3	0.43	1.2	0.11	0.040	0.065	0.14	0.015	0.060
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.20	0.036	0.12	5.2	0.49	1.9	1.1	0.060	0.29	0.96	0.030	0.24
	固定発生源周辺	高砂市斎場	0.57	0.013	0.15	5.2	0.15	1.1	0.30	0.050	0.11	0.58	0.015
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.13	0.039	0.083	8.2	0.34	2.0	0.66	0.12	0.35	0.99	0.10	0.38
H19全国測定結果(平均値)(注)		7.1	0.0045	0.15	130	0.25	2.3	2.7	0.0075	0.25	17	0.0042	0.76
環境基準値		-			150			200			200		

測定場所	1, 3-ブタジエン $\mu\text{g}/\text{m}^3$			ベンゼン $\mu\text{g}/\text{m}^3$			ベンゾ[a]ピレン ng/m^3			ホルムアルデヒド $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.39	0.092	0.23	3.1	0.97	1.8	0.39	0.020	0.10	7.3	1.4	3.1
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.30	0.025	0.11	3.1	0.45	1.5	0.77	0.044	0.23	3.3	1.5	2.3
	たつの市役所及び県龍野庁舎	0.51	0.051	0.15	3.3	0.80	1.7	0.73	0.025	0.23	4.8	1.6	3.0
	豊岡市役所	0.34	0.046	0.12	1.9	0.73	1.3	0.13	0.012	0.058	4.6	1.4	2.8
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.61	0.078	0.20	3.8	0.82	2.1	0.76	0.014	0.26	4.3	1.6	3.2
	固定発生源周辺	高砂市斎場	0.39	0.0065	0.12	3.5	0.42	1.7					
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.65	0.12	0.28	3.5	1.1	1.8	0.59	0.031	0.19	11	2.4	5.3
H19全国測定結果(平均値)(注)		1.7	0.0017	0.19	4.5	0.45	1.5	1.8	0.00038	0.26	9.0	0.45	2.7
環境基準値		-			3			-			-		

測定場所	酸化エチレン $\mu\text{g}/\text{m}^3$			水銀及びその化合物 ng/m^3			ベリリウム及びその化合物 ng/m^3			ニッケル化合物 ng/m^3			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.13	0.026	0.057	2.1	0.10	1.2	0.091	0.026	0.060	9.5	0.21	3.1
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	0.042	0.014	0.025	6.1	1.3	2.2	0.17	0.043	0.10	14	1.8	4.7
	たつの市役所及び県龍野庁舎	0.11	0.016	0.055	2.5	1.1	1.6	0.21	0.042	0.11	16	0.20	5.1
	豊岡市役所	0.071	0.030	0.049	1.8	1.0	1.4	0.11	0.029	0.071	4.9	0.17	1.6
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.060	0.026	0.040	3.4	0.40	1.4	0.17	0.023	0.078	22	2.1	6.9
	固定発生源周辺	高砂市斎場	0.59	0.018	0.090	5.2	0.56	2.2	0.34	0.0010	0.031	38	0.26
H19全国測定結果(平均値)(注)		0.59	0.018	0.090	5.2	0.56	2.2	0.34	0.0010	0.031	38	0.26	5.1
環境基準値		-			-			-			-		

測定場所	ヒ素及びその化合物 ng/m^3			マンガン及びその化合物 ng/m^3			クロム及びその化合物 ng/m^3			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
一般環境	三田市役所及び三田市民会館	0.36	0.048	0.14	15	2.8	9.2	8.2	0.073	1.9
	西脇市役所及び西脇市保健福祉公社	3.0	0.051	0.91	82	6.3	34	7.8	0.077	3.0
	たつの市役所及び県龍野庁舎	0.61	0.053	0.30	48	4.1	26	3.3	0.085	2.1
	豊岡市役所	0.25	0.052	0.14	14	2.8	7.9	2.2	0.078	0.91
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	2.2	0.050	0.51	48	11	26	11	1.6	4.8
	固定発生源周辺	高砂市斎場	1.9	0.14	1.9	390	0.55	31	92	0.14
H19全国測定結果(平均値)(注)		1.9	0.14	1.9	390	0.55	31	92	0.14	6.7
環境基準値		-			-			-		

注) 全国測定結果については、19年度の全国測定結果(平均値)の最大値・最小値・平均値である。

表8 兵庫県のアスベスト一般環境等モニタリング結果

(1)一般環境

測定地点	市町名	測定結果(単位:本/L)															
		平成元年度	3年度	5年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
西宮市役所	西宮市						0.05	0.05	0.05	不検出	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—
芦屋市立潮見小学校	芦屋市					0.04	0.06	0.06	0.09	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.1	不検出	不検出 ~0.06
伊丹市役所	伊丹市						0.07	0.04	0.05	0.04	0.05	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.04	不検出	不検出 ~0.06
宝塚市よりあいひろば	宝塚市						0.07	0.05	0.04	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.11
社総合庁舎	加東市													不検出	不検出 ~0.03	不検出	不検出 ~0.06
播磨町役場	播磨町	0.24	0.15	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.04	0.07	0.05	不検出	0.05	不検出	不検出	不検出 ~0.11	不検出 ~0.16
龍野庁舎	たつの市													不検出	不検出	不検出	不検出
豊岡総合庁舎	豊岡市													不検出	不検出 ~0.03	不検出 ~0.16	不検出
柏原総合庁舎丹波市	丹波市													不検出	不検出	不検出 ~0.06	不検出
洲本総合庁舎	洲本市													不検出	不検出	不検出	不検出
尼崎市公害監視センター	尼崎市		0.23	0.07	0.11	0.05	0.08	0.04	0.06	0.04	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—

※ 尼崎市はH18、西宮市はH19まで（以降、各市でモニタリングを実施）

(2)道路沿道

測定地点	市町名	測定結果(単位:本/L)			
		平成17年度	18年度	19年度	20年度
芦屋市立宮川小学校	芦屋市	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.11

表9 酸性雨の監視結果

年度	神戸（須磨）					豊岡				
	降水量 (mm)	年平均値				降水量 (mm)	年平均値			
		pH	EC	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻		pH	EC	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻
H3	1127	4.4	25	2.31	1.61	1991	4.5	25	2.31	1.61
H4	1042	4.5	25	1.79	1.55	1908	4.7	25	1.79	1.55
H5	1453	4.6	23	2.04	1.59	1965	4.7	23	2.04	1.59
H6	392	4.4	25	2.30	2.80	1478	4.6	25	2.30	2.80
H7	1088	4.5	25	2.25	1.96	1799	4.6	25	2.25	1.96
H8	942	4.4	31	2.08	1.85	1839	4.4	31	2.08	1.85
H9	1312	4.6	22	1.12	2.08	2069	4.6	22	1.12	2.08
H10	1228	4.5	20	1.74	1.19	1968	4.7	30	2.66	2.43
H11	1128	4.6	23	2.52	1.63	1820	4.7	30	2.88	2.08
H12	979	4.5	23	2.01	1.54	1815	4.5	34	3.74	1.90
H13	714	4.4	23	2.74	1.02	1877	4.8	30	2.16	1.08
H14	750	4.5	27	2.22	1.08	1401	4.5	45	2.88	1.35
H15	1113	4.6	22	1.63	1.07	1788	4.6	31	2.14	1.03
H16	1346	4.8	27	2.78	0.92	2149	4.6	31	1.83	1.07
H17	719	4.4	29	3.93	1.70	1723	4.3	36	4.42	1.61
H18	1110	4.4	27	1.66	2.51	1722	4.5	35	2.59	1.78
H19	1029	4.5	23	1.71	2.28	2089	4.5	33	2.23	1.96
H20	1219	4.6	19	1.76	1.25	(1147)	(4.6)	(47)	(3.22)	(1.34)

(備考) 1 自動採取測定機の設置年月 平成3年2月
 2 測定項目 pH : 水素イオン濃度指数、 EC : 導電率 (μS/cm)
 SO₄²⁻ : 硫酸イオン濃度 (μg/mL)、NO₃⁻ : 硝酸イオン濃度 (μg/mL)
 3 測定項目 () は、H20については装置不良のため5月第3週~10月第4週まで未採取であることを示す。

表10 自動車騒音の環境基準等との対比（平成20年度）

路線名	調査地点	調査日	車線数	測定結果 (dB)		環境基準値 適合状況		要請限度 超過状況		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
国道	一般国道2号	芦屋市打出小槌町*	12月3日～4日	4	66	62	○	○	-	-
		揖保郡太子町東保*	11月7日～8日	2	71	66	×	×	-	-
	一般国道9号	朝来市和田山町宮田*	10月15日～16日	2	70	68	○	×	-	-
		養父市八鹿町八木*	10月16日～17日	2	72	68	×	×	-	-
	一般国道28号	淡路市久留麻*	12月1日～2日	2	72	68	×	×	-	-
		洲本市塩屋*	12月1日～2日	2	68	63	○	○	-	-
		南あわじ市山添*	12月5日～6日	2	68	63	○	○	-	-
	一般国道28号 (神戸淡路鳴門自動車道)	淡路市育波*	12月1日～2日	4	51	51	○	○	-	-
	一般国道29号	宍粟市山崎町庄能*	11月7日～8日	2	69	63	○	○	-	-
	一般国道43号 阪神高速神戸線	西宮市市庭町	9月17日～18日	6+4	60	58	○	○	-	-
		芦屋市竹園町	9月17日～18日	6+4	60	58	○	○	-	-
		神戸市東灘区御影塚町	9月17日～18日	6+4	61	58	○	○	-	-
	一般国道173号	川西市多田桜木	5月13日～21日	4	67	65	○	○	○	○
		川西市山下町*	10月6日～7日	4	67	64	○	○	-	-
	一般国道175号	加東市新町*	11月28日～29日	4	70	66	○	×	-	-
		西脇市高松町	11月26日～12月4日	4	72	68	×	×	○	○
		西脇市蒲江*	11月28日～29日	2	69	66	○	×	-	-
		丹波市春日町朝日*	11月11日～12日	2	68	65	○	○	-	-
	一般国道176号	川西市小花	11月17日～26日	2	67	63	○	○	○	○
		三田市高次*	10月6日～7日	2	67	64	○	○	-	-
		三田市長坂	10月30日～11月7日	2	70	67	○	×	○	○
		篠山市犬飼*	11月10日～11日	2	68	63	○	○	-	-
		丹波市柏原町母坪	5月21日～29日	2	68	65	○	○	○	○
	一般国道178号	豊岡市福田*	10月15日～16日	2	67	61	○	○	-	-
		美方郡香美町香住区余部	10月8日～16日	2	66	57	○	○	○	○
		美方郡新温泉町対田	10月16日～24日	2	60	51	○	○	○	○
	一般国道179号	たつの市新宮町新宮*	11月7日～8日	2	70	64	○	○	-	-
	一般国道250号	高砂市中筋*	10月20日～21日	4	65	59	○	○	-	-
		たつの市御津町釜屋*	11月7日～8日	2	67	61	○	○	-	-
		相生市千尋町	9月29日～10月7日	2	68	64	○	○	○	○
一般国道312号	福崎町西田原井ノ口*	10月6日～7日	2	68	64	○	○	-	-	
	朝来市和田山町枚田*	10月15日～16日	2	71	67	×	×	-	-	
	豊岡市日高町府中新*	10月15日～16日	2	73	64	×	○	-	-	
	豊岡市塩津町	7月9日～17日	2	68	61	○	○	○	○	
一般国道312号 (播但連絡道路)	神崎郡福崎町西田原*	10月6日～7日	2	55	51	○	○	-	-	
一般国道372号	加西市下宮木*	1月18日～19日	2	72	69	×	×	-	-	
一般国道373号	赤穂郡上郡町東町*	11月7日～8日	2	71	66	×	×	-	-	
一般国道427号	多可町中区靴屋*	11月28日～29日	2	68	61	○	○	-	-	
高速道路	中国自動車道	加東市上中*	11月21日～22日	4	57	50	○	○	-	-
	山陽自動車道	たつの市揖保川町半田*	11月7日～8日	4	58	58	○	○	-	-
	舞鶴若狭自動車道	篠山市杉*	11月11日～12日	4	60	54	○	○	-	-
		丹波市春日町国領*	11月10日～11日	4	58	51	○	○	-	-
	阪神高速湾岸線	芦屋市陽光町	7月1日～9日	6	63	58	○	○	○	○
1月7日～15日			6	64	58	○	○	○	○	

注1) *は常時監視地点。 2) ○は要請限度値を超過していないことを示す。

路線名	調査地点	調査日	車線数	測定結果 (dB)		環境基準値 適合状況		要請限度 超過状況		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
主要地方道	青垣柏原線	丹波市氷上町市辺*	11月10日～11日	2	72	64	×	○	—	—
	尼崎池田線	伊丹市鑄物師	11月7日～17日	4	68	60	○	○	○	○
	西脇三田線	三木市吉川町鍛冶屋*	11月21日～22日	2	68	64	○	○	—	—
	加古川小野線	小野市市場町*	11月21日～22日	2	73	70	×	×	—	—
	神戸三木線	三木市別所町小林*	11月21日～22日	2	68	62	○	○	—	—
	三木穴栗線 〔三木山崎線〕	加西市北条町北条	12月4日～12日	2	63	56	○	○	○	○
		神崎郡福崎町大貫*	10月6日～7日	2	64	59	○	○	—	—
	中北条線	加西市北条町古坂*	11月28日～29日	2	67	64	○	○	—	—
	福良江井岩屋線	淡路市富島*	3月26日～27日	2	64	55	○	○	—	—
	三木三田線	三木市宿原*	11月21日～22日	2	69	66	○	×	—	—
	尼崎宝塚線	宝塚市安倉西	1月15日～23日	4	68	65	○	○	○	○
高砂北条線	高砂市荒井町小松原*	10月20日～21日	2	69	62	○	○	—	—	
一般県道	本荘平岡線	加古郡播磨町東本荘	4月17日～25日	4	69	63	○	○	○	○
	明石高砂線	高砂市伊保*	10月20日～21日	2	66	59	○	○	—	—

注1) *は常時監視地点。 2) ○は要請限度値を超過していないことを示す。

表11 自動車振動の要請限度との対比（移動観測車による測定結果）

路線名	調査地点	調査日	車線数	測定結果 (dB)		要請限度 (dB)		要請限度値超過状況		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
国 道	一般国道173号	川西市多田桜木	5月13日 ~ 21日	4	37	33	65	60	○	○
	一般国道175号	西脇市高松町	11月26日 ~ 12月4日	4	38	33	70	65	○	○
	一般国道176号	川西市小花	11月17日 ~ 26日	2	43	39	70	65	○	○
		三田市長坂	10月30日 ~ 11月7日	2	36	<30	65	60	○	○
		丹波市柏原町母坪	5月21日 ~ 29日	2	37	<30	65	60	○	○
	一般国道178号	美方郡香美町香住区余部	10月8日 ~ 16日	2	37	<30	70	65	○	○
		美方郡新温泉町対田	10月16日 ~ 24日	2	33	<30	70	65	○	○
	一般国道250号	相生市千尋町	9月29日 ~ 10月7日	2	<30	<30	65	60	○	○
一般国道312号	豊岡市塩津町	7月9日 ~ 17日	2	38	<30	65	60	○	○	
高速道路	阪神高速湾岸線	芦屋市陽光町	7月1日 ~ 9日	6	36	32	65	60	○	○
			1月7日 ~ 15日	6	34	30	65	60	○	○
主要地方道	尼崎池田線	伊丹市鑄物師	11月7日 ~ 17日	4	40	37	70	65	○	○
	三木栗線〔三木山崎線〕	加西市北条町北条	12月4日 ~ 12日	2	30	<30	65	60	○	○
	尼崎宝塚線	宝塚市安倉西	1月15日 ~ 23日	4	33	<30	65	60	○	○
一般県道	本荘平岡線	加古郡播磨町東本荘	4月17日 ~ 25日	4	37	<30	65	60	○	○

(備考) ・測定値<30は振動レベル30dB未満を示す。
 ・○は要請限度値を超過していないことを示す。

表12 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果（平成20年度）

（単位：WECPNL）

測定場所	測定機関	環境基準地域類型	H20										H21			平均	環境基準適合状況
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
伊丹市	桜台小学校	県	I	69.8	70.0	69.7	68.2	68.9	68.8	69.1	69.7	68.7	69.1	69.7	68.4	69.2	○
	花里小学校	県	I	68.3	68.0	67.5	66.6	66.3	66.9	67.7	68.4	68.4	68.0	68.6	69.5	67.9	○
	緑ヶ丘センター	国	I	67.5	66.7	66.5	64.8	66.0	65.4	65.5	67.0	67.2	(67.4)	(67.7)	(67.9)	(66.7)	○
	北野センター	国	I	71.2	71.8	70.9	70.0	70.7	71.1	70.8	70.7	70.3	(69.9)	(69.9)	(71.2)	(70.7)	×
	西桑津会館	市	II	79.6	79.4	78.5	77.1	78.3	78.3	78.5	79.1	79.2	(79.0)	(79.1)	(79.4)	(78.8)	×
川西市	西猪名公園	県	II	80.0	80.6	80.4	79.6	80.1	79.8	79.9	79.4	79.2	78.6	78.7	79.3	79.7	×
	久代小学校	国	I	76.5	76.6	76.4	76.0	76.6	76.8	76.4	76.0	75.8	(75.1)	(75.4)	(76.4)	(76.2)	×
宝塚市	長尾南会館	県	I	64.6	65.4	63.3	62.1	62.9	64.1	63.3	63.9	64.8	63.0	63.8	64.6	63.9	○
	安倉中学校	国	I	68.3	68.8	67.9	66.5	67.5	68.1	67.8	67.4	67.0	(66.8)	(66.8)	(68.2)	(67.6)	○
西宮市	阪神養護学校	国	I	65.0	65.3	64.3	62.2	63.7	63.5	64.0	64.4	63.8	(63.7)	(63.7)	(65.1)	(64.1)	○
尼崎市	武庫北小学校	県	I	66.4	66.6	65.6	63.7	64.3	65.4	65.5	66.1	65.7	65.7	65.8	65.8	65.6	○
	武庫東小学校	国	I	66.2	66.1	65.9	64.1	65.0	65.0	65.9	67.1	66.2	(66.1)	(66.5)	(66.4)	(65.9)	○

- 〔備考〕 1. 環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値は70WECPNL以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準75WECPNL以下。
 2. 各月の欄の（ ）内は平成20年1月、2月、3月のデータ、「平均」欄の（ ）内は平成20年（暦年）の平均値である。
 3. 測定機関が国とあるものは、平成20年版大阪国際空港騒音調査年報（大阪航空局）による。
 測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム平成20年騒音調査年報（伊丹市総合政策部空港室）による。

表13 淡路島における航空機騒音の測定結果

(単位:WECPNL)

測定地点	平成20年度			
	測定期間	WECPNL		
		最大	最小	平均
淡路市塩尾 塩田小学校	6/7~6/18	59	42	54
	1/23~2/4	54	36	49
淡路市釜口 釜口小学校	4/11~4/18	54	41	48
	6/20~7/2	49	43	47
	10/11~10/27	53	32	45
淡路市野島江崎 野島消防器具庫	4/25~5/7	55	47	52
	7/4~7/16	53	48	51
	12/16~12/23	56	51	52
南あわじ市福良 南淡B&G海洋センター	5/9~5/26	51	36	45
	7/18~7/29	48	34	43
	12/25~1/6	50	38	46
南あわじ市沼島 沼島小学校	5/27~6/4	57	47	53
	1/9~1/19	57	50	54

※全地点とも環境基準適合状況はI類型の環境基準（70WECPNL）と比較した場合である。

表14 新幹線鉄道騒音・振動測定結果（平成20年度）

地域 類型	測定場所 (線路最寄り 地点の地名)	測定 年月日	騒音測定結果 (dB(A))			振動測定結果 (dB)			全測定 本数 上り/ 下り	用途 地域	東京起点 の距離 (km)	測定地点 側の軌道 の別	構造物の種類		軌道の 種類	防音壁	
			12.5 m地点	25m 地点	50m 地点	12.5 m地点	25m 地点	50m 地点					種類	軌道面 の 高さ (m)		種類	レール から の 高さ (m)
I	尼崎市上食満	H20.12.25	<u>73</u>	69	68	60	59	54	10/10	第1中高	524.130	上り	ラーメン	7.1	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.95
	伊丹市南野	H20.5.15	69	67	63	54	51	45	9/11	第2中高	526.830	上り	PCケタ	7.6	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.95
	西宮市上大市	H20.11.26	<u>71</u>	69	*	65	64	* 53	11/9	第1中高	530.500	上り	ラーメン	11.8	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.45
	明石市魚住町 金ヶ崎柳井	H20.6.30	<u>74</u>	<u>73</u>	69	62	57	53	9/11	第1住居	574.500	下り	ラーメン	6.5	スラブ	直型+ ラムダ	2.70
	加古郡播磨町 野添	H20.7.9	<u>72</u>	69	66	54	48	40	9/11	第1住居	580.580	下り	ラーメン	7.8	バラスト	直型+ ラムダ	2.45
	加古川市尾上町 長田	H20.9.11	70	70	65	65	56	46	10/10	第1住居	585.300	下り	ラーメン	9.8	バラスト	直型	2.45
	高砂市松陽	H20.12.4	<u>74</u>	70	67	61	58	51	9/11	第1住居	591.000	下り	ラーメン	6.8	バラスト	直型	2.25
	揖保郡太子町 東南	H20.7.23	<u>73</u>	<u>73</u>	** <u>72</u>	58	54	** 48	9/11	第1中高	611.050	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直型	1.25
	たつの市揖保町 西構	H20.9.25	<u>72</u>	<u>71</u>	<u>71</u>	61	54	46	9/11	調整	614.480	上り	ラーメン	8.4	バラスト	直型 吸音板 あり	2.25
	たつの市揖保川 町黍田	H20.4.21	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>71</u>	59	53	46	10/10	調整	617.300	上り	ラーメン	6.0	バラスト	直型	2.5
相生市那波野	H20.11.13	<u>73</u>	<u>71</u>	66	61	56	48	9/11	第1住居	619.440	下り	ラーメン	7.5	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	1.95	
赤穂市真殿門前	H20.10.9	<u>73</u>	<u>71</u>	66	58	57	46	9/11	調整	629.140	下り	ラーメン	8.4	バラスト	直型+ ラムダ	2.45	
II	神戸市西区 伊川谷	H20.10.21	71	70	67	66	57	53	9/11	準工業	566.900	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	1.45
	姫路市四郷町 山脇	H20.11.11	75	74	72	61	56	54	9/11	準工業	598.000	下り	ラーメン	6.1	バラスト	直型	2.25

* : 45m地点での測定結果
 ** : 53m地点での測定結果
 (備考) 1. 騒音の環境基準地域類型 I は主として住居の用に供される地域で基準値は70dB以下、類型 II は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域で基準値は75dB以下である。
 2. 騒音の基準値超過にはアンダーラインを示した。
 3. 振動の指針値は70dB以下である。

表15 河川、海域及び湖沼の環境基準適合等の状況

人の健康の保護に関する項目の環境基準適合状況

水 域 別 項 目	河 川			海 域			湖 沼		
	m/n	a/b	適合率 (%)	m/n	a/b	適合率 (%)	m/n	a/b	適合率 (%)
カドミウム	0 / 776	0 / 202	100	0 / 102	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
全シアン	0 / 708	0 / 198	100	0 / 102	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
鉛	0 / 870	0 / 211	100	0 / 113	0 / 41	100	0 / 8	0 / 1	100
六価クロム	0 / 743	0 / 198	100	0 / 102	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
砒素	8 / 772	2 / 211	99.1	0 / 109	0 / 41	100	0 / 8	0 / 1	100
総水銀	0 / 680	0 / 198	100	0 / 95	0 / 41	100	0 / 8	0 / 1	100
アルキル水銀	0 / 421	0 / 115	100	0 / 43	0 / 21	100	- / -	- / -	-
PCB	0 / 193	0 / 133	100	0 / 38	0 / 37	100	0 / 2	0 / 1	100
ジクロロメタン	0 / 420	0 / 156	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
四塩化炭素	0 / 420	0 / 156	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,2-ジクロロエタン	0 / 416	0 / 156	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1-ジクロロエチレン	0 / 414	0 / 156	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0 / 418	0 / 156	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1,1-トリクロロエタン	0 / 420	0 / 156	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1,2-トリクロロエタン	0 / 414	0 / 156	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
トリクロロエチレン	0 / 418	0 / 156	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
テトラクロロエチレン	0 / 418	0 / 156	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
1,3-ジクロロプロパン	0 / 395	0 / 157	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
チウラム	0 / 318	0 / 152	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
シマジン	0 / 318	0 / 152	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
チオベンカルブ	0 / 318	0 / 152	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
ベンゼン	0 / 419	0 / 159	100	0 / 64	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
セレン	0 / 531	0 / 183	100	0 / 82	0 / 39	100	0 / 8	0 / 1	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0 / 1,083	0 / 216	100	0 / 801	0 / 75	100	0 / 24	0 / 1	100
ふっ素	29 / 484	9 / 166	94.6	(海域には適用しない)			0 / 24	0 / 1	100
ほう素	5 / 396	3 / 156	98.1	(海域には適用しない)			0 / 8	0 / 1	100
合 計	42 / 13,183	13 / 230	94.3	0 / 2,483	0 / 80	100	0 / 226	0 / 1	100

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数
a: 環境基準不適合地点数 b: 全測定地点数
環境基準適合率(%) = $\frac{b-a}{b} \times 100$

表16 水域別環境基準達成状況等

(1) BOD又はCOD

①河川

水 域 名		環 境 基 準			採水地点 (市町名)	BOD経年変化(単位mg/L)75%値				備 考
		類 型	類型指定年月日	達成期間		10年度	18年度	19年度	20年度	
猪 名 川	上 流	B(BOD3mg/L以下)	S45.9.1	ハ	銀 橋 (川西市)	1.6	1.0	0.9	1.1	
					軍 行 橋 (伊丹市)	1.6	0.9	0.8	1.1	
	下流(1)	B(BOD3mg/L以下)	H13.3.30	□	中 園 橋 (尼崎市)	3.0	1.5	1.9	1.6	
	下流(2)	D(BOD8mg/L以下)	H13.3.30	イ	利 倉 橋 (豊中市)	* 12	* 11	* 11	* 10	
神 崎 川		B(BOD3mg/L以下)	H13.3.30	□	辰 巳 橋 (尼崎市) (大阪市)	2.7	1.7	2.1	1.4	
庄 下 川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	尾 浜 大 橋 (尼崎市)	2.7	2.2	2.0	1.9	
昆 陽 川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	尾 浜 橋 (尼崎市)	4.8	2.7	2.5	2.1	
武 庫 川	上 流	A(BOD2mg/L以下)	S45.9.1	イ	大 橋 (三田市)	1.5	0.9	1.1	1.4	
	中 流	B(BOD3mg/L以下)	S45.9.1	イ	百 間 樋 (宝塚市)	2.5	1.2	1.3	1.5	
	下 流	C(BOD5mg/L以下)	S45.9.1	イ	甲 武 橋 (尼崎市) (西宮市)	1.8	1.8	1.8	2.0	
夙 川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	夙 川 橋 (西宮市)	7.6	1.8	1.1	1.7	
福 田 川		E(BOD10mg/L以下)	S60.3.22	□	福 田 橋 (神戸市)	1.7	1.7	2.0	1.7	
明 石 川	上 流	B(BOD3mg/L以下)	S48.9.4	イ	上水源取水口 (神戸市)	1.4	1.1	1.2	1.1	
	下 流	C(BOD5mg/L以下)	S48.9.4	□	嘉 永 橋 (明石市)	3.9	1.5	1.4	3.5	
伊 川		C(BOD5mg/L以下)	S60.3.22	□	二 越 橋 (神戸市)	2.5	1.5	1.5	1.3	
谷 八 木 川		E(BOD10mg/L以下)	S60.3.22	ハ	谷 八 木 橋 (明石市)	* 21	3.5	2.6	3.0	
喜 瀬 川		D(BOD8mg/L以下)	H1.3.22	ハ	野 添 橋 (播磨町)	* 14	5.7	5.1	4.4	
加 古 川	上 流	A(BOD2mg/L以下)	S45.9.1	イ	井 原 橋 (丹波市)	0.8	0.8	0.8	1.0	
	下 流	B(BOD3mg/L以下)	S45.9.1	□	板 波 橋 (西脇市)	2.0	1.2	1.3	1.0	
	下 流	B(BOD3mg/L以下)	S46.5.25	□	加 古 川 橋 (加古川市)	2.0	1.7	2.1	1.3	
志 染 川		B(BOD3mg/L以下)	S60.3.22	□	坂 本 橋 (神戸市)	1.0	1.0	1.1	1.1	
別 府 川		C(BOD5mg/L以下)	H6.3.1	ハ	十 五 社 橋 (加古川市)	8.6	2.9	3.3	2.7	

水域名		環境基準			採水地点(市町名)	BOD経年変化(単位mg/L)75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		10年度	18年度	19年度	20年度	
市川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S48.9.4	イ	神崎橋(福崎町)	1.1	1.9	1.3	1.4	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S48.9.4	ロ	仁豊野橋(姫路市)	1.5	1.0	1.2	1.3	
船場川	上流	B(BOD3mg/L以下)	H3.3.29	イ	工業用水取水点(姫路市)	1.4	1.1	1.5	1.5	
	下流	C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	イ	保城橋(姫路市)	1.5	1.4	1.5	1.4	
夢前川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S48.9.4	イ	加茂橋(姫路市)	2.9	3.1	4.0	3.0	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S48.9.4	イ	蒲田橋(姫路市)	1.5	0.9	1.2	1.1	
揖保川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S48.5.1	イ	京見橋(姫路市)	1.7	0.7	1.4	1.1	
					穴栗橋(穴栗市)	0.7	0.5	0.6	0.6	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S48.5.1	ハ	竜野橋(たつの市)	0.9	0.7	0.7	0.7	
千種川	上流	AA(BOD1mg/L以下)	S47.6.23	イ	王子橋(姫路市)	1.2	0.8	0.9	0.8	
					(たつの市)					
	下流	A(BOD2mg/L以下)	S47.6.23	イ	室橋(穴栗市)	0.7	0.9	0.9	1.0	
円山川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S49.3.5	ロ	隈見橋(上郡町)	0.9	1.1	1.5	1.1	
					坂越橋(赤穂市)	1.1	1.6	1.5	1.5	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S49.3.5	イ	上小田橋(養父市)	0.7	0.9	0.6	0.7	
竹野川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S51.1.23	イ	上ノ郷橋(豊岡市)	0.7	0.6	0.6	0.6	
					立野大橋(豊岡市)	0.7	0.6	0.5	0.5	
佐津川		A(BOD2mg/L以下)	S51.1.23	イ	竹野新橋(豊岡市)	0.5	< 0.5	0.5	0.5	
矢田川	上流	AA(BOD1mg/L以下)	S50.2.4	イ	佐津川橋(香美町)	0.6	0.5	0.7	0.5	
	下流	A(BOD2mg/L以下)	S50.2.4	イ	細野橋(香美町)	0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	
岸田川	上流	AA(BOD1mg/L以下)	S50.2.4	イ	油良橋(香美町)	0.6	< 0.5	0.5	0.6	
	下流	A(BOD2mg/L以下)	S50.2.4	イ	高橋(新温泉町)	0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	
阪神地域諸河川	蓬川	—	—	—	清富橋(新温泉町)	0.5	0.8	0.7	0.5	
	野田川	—	—	—	琴浦橋(尼崎市)	3.6	2.1	3.5	2.3	
	住吉川	—	—	—	九郎橋上流(西宮市)	3.7	1.9	4.6	4.4	H18年度までは久寿川流末
	都賀川	—	—	—	住吉川橋(神戸市)	0.5	0.6	0.8	0.7	
	新湊川	—	—	—	昌平橋(神戸市)	0.8	1.0	1.0	0.6	
播磨地域河川	天川	—	—	—	南所橋(神戸市)	4.5	1.7	1.5	1.4	
	法華山谷川	—	—	—	日笠歩道橋(高砂市)	3.9	4.0	5.4	3.6	
	八家川	—	—	—	千鳥大橋(高砂市)	5.6	3.8	4.0	2.8	
淡路河川	洲本川	—	—	—	国道2号線ハバ下(姫路市)	4.1	1.7	2.2	2.0	
	三原川	—	—	—	大平橋(姫路市)	3.7	1.5	1.7	1.5	
淡路河川	洲本川	—	—	—	潮橋(洲本市)	4.4	3.7	5.5	2.9	
	三原川	—	—	—	脇田橋(南あわじ市)	2.4	3.0	3.2	1.8	

②海域

水域名	環境基準			採水地点	COD経年変化(単位mg/L)75%値				備考	
	類型	類型指定年月日	達成期間		10年度	18年度	19年度	20年度		
大阪湾	大阪湾(1)	C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市東部沖1	4.5	4.7	4.2	3.9	
					西宮市沖1	4.6	5.2	5.3	5.0	
	" (2)	B(COD3mg/L以下)	S46.12.28	口	神戸市東部沖2	* 3.7	* 4.9	* 4.0	* 3.8	
					西宮市沖2	* 4.2	* 4.4	* 4.3	* 4.0	
	" (3)	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	ハ	神戸市東部沖3	* 3.0	* 3.7	* 3.9	* 3.7	
	" (4)	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	口	神戸市中央部沖	* 2.2	* 3.7	* 3.6	* 3.2	
					神戸市東部沖4	* 2.1	* 3.5	* 3.4	* 2.9	
	" (5)	A(COD2mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市西部沖1	1.5	1.7	1.7	2.0	
					神戸市西部沖2	1.7	1.8	1.7	1.9	
	湾	洲本港(1)	C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	イ	洲本内港内	2.3	2.2	2.3	2.2
洲本港(2)		B(COD3mg/L以下)	S46.12.28	イ	洲本外港内	2.3	2.1	2.0	1.8	
津名港		C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	イ	津名港内	2.3	2.2	3.1	2.4	H14年度まで志筑港内
兵庫運河		C(COD8mg/L以下)	S46.12.28	口	材木橋	4.6	4.4	4.1	5.0	
播磨灘	播磨海域(1)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石港内	1.7	1.9	1.9	1.7	
	" (2)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	別府港内	2.4	3.1	3.2	3.0	
	" (3)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	口	高砂本港内	2.9	2.8	3.0	2.6	
	" (4)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	口	高砂西港港口先	2.3	2.8	2.8	2.7	
	" (5)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	大塩港内	3.5	3.4	3.8	3.2	
	" (6)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	東部工業港内	2.5	3.3	3.0	3.0	
	" (7)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	飾磨港内1	3.4	3.8	3.7	3.4	
	" (8)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	広畑港内	3.1	3.4	2.7	2.8	
	" (9)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	網干港内	2.9	3.5	3.2	3.3	
	" (10)	C(COD8mg/L以下)	S46.5.25	イ	材木港内	2.6	3.6	3.2	3.1	
	" (11)	B(COD3mg/L以下)	S46.5.25	口	二見港沖	2.3	2.2	2.1	2.0	
					別府港沖	2.2	2.5	2.1	2.2	
					高砂西港沖	2.3	2.7	2.7	2.6	
白浜沖					2.4	* 3.4	2.6	2.7		
飾磨港沖					2.6	* 3.4	2.7	2.8		
網干港沖					2.8	* 3.4	2.6	3.0		
" (12)	B(COD3mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石港沖	1.6	1.8	1.8	1.8		
" (13)	A(COD2mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石林崎沖	1.8	* 2.1	1.9	1.9		
				別府港沖合	1.6	* 2.2	1.8	1.8		
				東部工業港沖合	2.0	* 2.8	* 2.6	* 2.6		

水域名		環境基準			採水地点	COD経年変化(単位mg/L)75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		10年度	18年度	19年度	20年度	
播北 磨西	播磨灘 北西部海域	A(COD2mg/L以下)	S49.5.13	□	赤穂市中央部沖	* 2.3	* 2.6	* 2.4	* 2.6	
					赤穂市東部沖	* 2.5	* 2.7	* 2.2	* 2.4	
淡路 南部 島部 西部 海域	淡路島 西部南部海域	A(COD2mg/L以下)	S52.3.29	イ	淡路市浜沖	1.8	1.9	1.8	1.8	
					淡路市撫沖	1.8	1.9	1.9	1.7	
					南あわじ市慶野沖	1.9	2.0	2.0	1.8	
					南あわじ市鳥取沖	1.6	1.7	1.6	1.6	
					南あわじ市白崎沖	1.6	1.6	1.6	1.6	
山東 陰部 海岸 西部	山陰海岸 地先海域	A(COD2mg/L以下)	S51.1.23	イ	豊岡市津居山沖	1.3	1.3	1.4	1.3	
					豊岡市冠島沖	1.1	1.5	1.2	1.3	
					豊岡市浜須井沖	1.1	1.6	1.3	1.3	
					香美町無南垣沖	1.1	1.5	1.3	1.3	
					新温泉町鬼門崎沖	1.1	1.6	1.4	1.1	
	津居山港海域	B(COD3mg/L以下)	S51.1.23	イ	津居山港内	1.4	1.6	1.3	1.9	

③湖沼

水域名	環境基準			採水地点（市町名）	COD経年変化(単位mg/L) 75%値				備考	
	類	型	類型指定年月日		達成期間	10年度	18年度	19年度		20年度
千苅水源池	A	(COD 3mg/L以下)	S53. 3. 24	イ	取水塔前（神戸市）	3.0	2.8	* 3.6	* 4.0	

備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。

2 暫定目標とは、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域における暫定的な目標値を示す。

3 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的すみやかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

4 BOD、CODの経年変化欄の数字は、調査期間のn個の日間平均値を水質のよいものから並べた時、 $n \times 0.75$ 番目にくる数値を示す。

5 *印は、測定値が環境基準未達成のものを示す。

6 BOD：水中の汚濁物（有機物など）が微生物の働きによって分解される過程において消費される酸素量のこと、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、河川水などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

COD：水中の汚濁物（有機物など）を酸化剤で分解するときに消費される酸素量のこと、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、海域などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

(2) 全窒素、全燐

① 海域

水 域 名	環 境 基 準				採水地点	※1 水域内年平均値 (mg/L)						備 考
	類 型		類型指定 年 月 日	達成 期間		全窒素			全 燐			
						18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度	
大 阪 湾	大阪湾 (イ)	IV 全窒素 1 mg/L以下 全燐 0.09 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県2地点 大阪府3地点 (全5地点)	0.60	0.61	0.69	0.059	0.062	0.065	
	" (ロ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県3地点 大阪府4地点 (全7地点)	0.39	0.42	0.43	0.037	0.045	0.046	
	" (ハ)	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県5地点 大阪府5地点 (全10地点)	0.26	0.28	0.26	0.027	* 0.032	*0.031	
播 磨 灘	播磨灘 (イ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 1 地点	0.21	0.22	0.19	0.025	0.028	0.028	
	" (ロ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 3 地点	0.26	0.25	0.22	0.029	0.030	0.031	
	" (ハ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 2 地点	0.32	0.37	0.30	0.034	0.037	0.041	
	" (ニ)	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 5 地点	0.24	0.22	0.20	0.027	0.026	0.029	
播磨灘北西部	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H9. 4. 28	イ	兵庫県3地点 岡山県3地点 (全5地点)	0.23	0.20	0.18	0.026	0.027	0.026	兵庫県と岡山 県で1地点重 複して測定	
淡路島西部南部	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 5 地点	0.20	0.19	0.18	0.023	0.025	0.026		

②湖沼

水 域 名	環 境 基 準			採水地点 (市町名)	年平均値 (mg/L)			備 考
	類 型	類型指定 年 月 日	達成 期間		全 燐			
					18年度	19年度	20年度	
千 苺 水 源 池	Ⅱ 全燐 0.01 mg/L以下 (暫定目標、22年度まで適用) 全燐 0.019 mg/L以下	H14. 4. 30	二	取水塔前 (神戸市)	* 0.026	0.019	* 0.027	

備考

- 1 水域内年平均値
水域内測定地点の表層の平均値
- 2 判定
水域内年平均値により判定し、暫定目標が定められている水域については、暫定目標値により判定した。
- 3 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めるを示す。
- 4 湖沼の環境基準については、全燐のみ設定している。
- 5 *印は、測定値が環境基準未達成のものを示す。

表17 地下水質の状況（調査区分別総括表、環境基準超過の状況）

(1) 地下水質調査区分別総括表

調査種別	概況調査																				
	調査機関		姫路市		国土交通省		兵庫県		神戸市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		小計①
測定地点数	20		2		68		9		4		5		18		8		5		139		
項目	区分		総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	
	カドミウム	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0
全シアン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0	
鉛	20	0	1	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	7	0	5	0	137	0	
六価クロム	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0	
砒素	20	0	1	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	6	0	4	0	135	0	
総水銀	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0	
アルキル水銀	20	0	0	0	68	0	9	0	4	0	5	0	0	0	8	0	5	0	119	0	
PCB	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0	
ジクロロメタン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0	
四塩化炭素	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0	
1,2-ジクロロエタン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0	
1,1-ジクロロエタン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	4	0	5	0	135	0	
1,1,2-トリクロロエタン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	4	0	5	0	135	0	
1,1,1-トリクロロエタン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	4	0	5	0	135	0	
1,1,2-トリクロロエタン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0	
トリクロロエタン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	4	0	5	0	135	0	
テトラクロロエタン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	4	0	5	0	135	0	
1,3-ジクロロプロパン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0	
チウラム	20	0	2	0	65	0	9	0	4	0	4	0	18	0	8	0	5	0	135	0	
シマジン	20	0	2	0	65	0	9	0	4	0	4	0	18	0	8	0	5	0	135	0	
チオベンカルブ	20	0	2	0	65	0	9	0	4	0	4	0	18	0	8	0	5	0	135	0	
ベンゼン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0	
セレン	20	0	2	0	68	0	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	0	
硝酸・亜硝酸性窒素	20	1	1	0	66	1	9	0	4	0	5	0	18	0	7	0	5	0	135	2	
ふっ素	20	0	2	0	67	0	7	0	4	0	5	0	14	0	8	0	3	0	130	0	
ほう素	20	0	2	0	68	0	8	0	4	0	5	0	18	0	8	0	4	0	137	0	
合計	20	1	2	0	68	1	9	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	139	2	

調査種別	定期モニタリング調査																				合計 ①+②					
	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		太子町				小計②			
調査機関	2		176		5		29		4		11		28		22		6		9		292		431			
測定地点数																										
項目	区分		総地点数		超過地点数		総地点数		超過地点数																	
	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
鉛	1	0	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	4	0	-	0	-	-	16	2	153	2	
砒素	2	1	24	11	2	2	5	2	1	0	-	-	6	1	8	1	2	1	-	-	50	19	185	19		
四塩化炭素	-	-	4	0	-	-	-	-	3	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	7	0	146	0		
1,1-ジクロロエチレン	-	-	69	2	-	-	9	0	3	0	11	0	17	0	14	0	-	0	-	-	123	2	258	2		
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	69	6	1	0	9	2	3	1	11	4	17	2	14	0	-	0	-	-	124	15	259	15		
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	69	0	-	-	-	-	3	0	5	0	17	0	14	0	-	0	9	0	117	0	252	0		
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	0	-	-	-	0	-	-	17	0	156	0		
トリクロロエチレン	-	-	69	5	-	-	9	1	3	0	11	5	17	1	14	0	-	0	9	0	132	12	267	12		
テトラクロロエチレン	-	-	69	12	1	1	8	3	3	1	11	3	17	2	14	2	-	0	9	0	132	24	267	24		
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	0	-	-	-	0	-	-	4	0	143	0		
硝酸・亜硝酸性窒素	-	-	62	11	-	-	15	5	-	-	-	-	3	2	4	1	-	0	-	-	84	19	219	21		
ふっ素	-	-	20	7	3	2	-	-	-	-	-	-	12	11	-	-	6	3	-	-	41	23	171	23		
ほう素	-	-	-	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	3	1	140	1		
合計	2	1	176	56	5	5	29	13	4	2	11	12	28	19	22	4	6	5	9	0	292	117	431	119		

※ 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

(2) 概況調査で平成20年度に新たに環境基準を超過した地点

市町名	地区名	メッシュ番号	物質名	検出値(mg/l)
三木市	別所町下石野	0677	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11
姫路市	林田町上伊勢	1044	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13

	地区名	MESH 番号	鉛		砒素		四塩化炭素		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ほう素		フッ素		
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L
神戸市	東灘区本山北町	0131			0.026	1/1																				1.9	1/1
	東灘区本山南町	0131									ND	0/1															
	灘区浜田町	0429																								0.3	0/1
	垂水区大町	0382																	0.014	1/1							
	北区道場町	0529			0.022	1/1																		1.0	0/1	2.6	1/1
姫路市	伊伝屋	1008							ND	0/6	ND	0/6						ND	0/6	ND~0.019	2/6						
	河間町	1008							ND	0/2	ND	0/2					ND	0/2	0.015~0.024	2/2							
	北条宮の町	0987							ND	0/2	ND	0/2					ND	0/2	0.0081~0.0093	0/2							
	神田	0997							ND	0/2	0.3~0.6	2/2					0.13~0.19	2/2									
	別所町佐土	0989			0.001~0.017	2/8																					
	六角	1025							ND	0/6	0.005~0.054	1/6					ND~0.003	0/6	0.0007~0.0046	0/6							
	青山	1005																				10	0/2				
	林町上伊勢	1044																					12	1/1			
	飾東町山崎	0710																					3.9~22	4/8			
	飾磨区今在家	0976																					2.3~6.9	0/5			
	家島町真浦	0901																					3.8~16	3/11			
	夢前町山之内	1537			0.012	1/1																					
	尼崎市	東塚口町	0147					ND	0/2	ND~0.003	0/2	0.023~0.19	1/2	ND	0/2			ND~0.005	0/2	ND~0.012	1/2						
築地地区		0126			0.001	0/1																					
南清水		0157					ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1			ND	0/1	ND	0/1							
明石市	藤江	3298						ND	0/10	ND~0.17	3/10	ND	0/10				ND~0.7	4/10	ND	0/10							
	大久保町	0607						ND	0/8	ND~0.16	1/8						ND~0.11	1/8	ND~2.3	4/8							
	魚住町	0635						ND~0.004	0/4	0.004~0.46	2/4						0.11~0.72	4/4	0.0029~23	2/4							
西宮市	瓦木	0144						ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND~0.0008	0/2						
	名塩西	0191																				17	1/1				
	名塩東	0192	ND	0/1																							
	名来	0509						ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	10	0/1			1	1/1
	山口町上山口	0499																								0.9	1/1
	生瀬	0183																								1.3	1/1
	金仙寺	0190																				17	1/1				
	鳴尾	0134							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1						0.6	0/1
	下山口	0499																								1.2	1/1
	段上	0164							ND	0/10	ND~0.14	3/10	ND	0/10	ND	0/10	ND~0.007	0/10	ND~0.25	4/10						1~1.2	2/2
	浜脇	0133							ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6							
甲東	0154	ND~0.002	0/6	ND~0.011	1/6			ND~0.003	0/11	ND~2.6	4/11	ND	0/11	ND	0/11	ND~0.18	4/11	ND~0.81	4/11						0.9~1.1	4/4	
甲東	0164																								0.9	1/1	
洲本市	五色町都志	3341																				1.6~41	2/4				
芦屋市	茶屋之町	0132							ND	0/5	ND~0.009	0/5	ND	0/5			ND	0/5	ND~0.0055	0/5							
	昆陽	0165							ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4			ND	0/4	ND	0/4							
伊丹市	東野	0176					ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3			ND~0.005	0/3	ND	0/3							
	下河原	0177						ND~0.045	2/4	ND~0.005	0/4	ND~0.22	0/4	ND~0.007	0/4	ND~0.033	1/4										
	緑ヶ丘	0176					ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1			ND	0/1	ND	0/1							
豊岡市	幸町	2222	ND	0/1	ND	0/1																					
	新田	2213			ND~0.015	5/6																					
	新田	2214			ND	0/1																					
	新田	2223			0.001	0/1																					
	若松	2222			0.44	1/1																					
	若松	2232			0.033	1/1																					
	元町	2223			0.021	1/1																					
城崎町湯島	2272			0.002~0.015	1/4																						

	地区名	MESH 番号	鉛		砒素		四塩化炭素		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ほう素		フッ素			
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n
加吉川市	野口町水足	0654	ND	0/4					ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	2.4~12	1/4						
	尾上町池田	0643							ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3								
	尾上町長田	0643							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	0.01	0/1	0.059	1/1										
	平岡町土山	0635							ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0.037	1/2					
	別府町新野辺	0633			ND	0.012	1/4																					
	別府町西脇	0634			ND	0.003	0/3																					
	別府町東町	0633			0.01	0/1																						
	八幡町上西条	0676							ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4						
赤穂市	上飯屋南	1245			0.018~ 0.023	2/2																						
西脇市	蒲江	2809																								ND	0.9	1/4
宝塚市	高司	0174																								0.5	0/1	
	高松町	0174																								0.5	0/1	
	武庫山	0183																								3.6	1/1	
	仁川高台	0164			ND	0.077	1/2																ND	5.4	1/2	0.5	7.1	1/2
	千種	0174																								1	1/1	
三木市	別所町東道田	0678																			1.8~6	0/3						
	大村	0688							ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0.0053	0/3									
	別所町高木	0688							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1								
	福井	0679							ND	0/4	ND	0.24	1/4	ND	0/4	ND	0.064	1/4	ND	0.41	1/4							
	志染町吉田	0470																				0.07~11	1/4					
	志染町安福田	0471																				1.4~2.2	0/4					
高砂市	平井	0480							ND	0/4	ND	0.1	1/4	ND	0/4	ND	0.19	1/4	ND	0.6	1/4							
	曾根町	0660			0.007~ 0.038	3/4																						
	高砂町北濃海町	0642																				ND	3	0/2				
	高砂町鍛冶屋町	0642																				14	1/1					
	高砂町狩網町	0642																				5.9	0/1					
	高砂町魚町	0642																				1	0/1					
	高砂町北本町	0642																				0.3	0/1					
川西市	東睦野	0226			0.001~ 0.038	2/3																						
小野市	小野地区	0707							ND	0.003	0/2	ND	0/2	ND	0/2	0.003~ 0.013	0/2	ND	0.001	0/2								
	上新町	0707							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	0.0021	0/1										
	垂井町	0707							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	0.0047	0/1										
加西市	北条町北条	0753							ND	0/4	ND	0.094	1/4	ND	0/4	ND	0.018	0/4	ND	0.013	1/4							
	山下町	0742																				0.06~8.4	0/4					
	朝妻町	0745																				6.9	0/1					
丹波市	園正町	0767																				10	0/1					
	春日町多田	2704																				3.4~8.1	0/5					
南あわじ市	八木	3471																				8.8~12	2/4					
	松帆	3599																				5.6~15	1/4					
朝来市	生野町竹原野	2602	ND	0.09	2/4																							
淡路市	生田	3395																									0.1~1.5	1/3
	志筑	3355																				0.18~9.7	0/3					
	志筑	3356							ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6	ND	0.0011	0/6									
	生穂	3366							ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0.014	1/4									

定期モニタリング調査（汚染地区調査）

	地区名	MESH 番号	鉛		砒素		四塩化炭素		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ほう素		フッ素				
			mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	mg/L	m/n	
伊東市	山崎町須賀沢	1092							ND	0/4	ND~0.004	0/4	ND	0/4			ND	0/4	ND~0.022	1/4							0.1~1.4	2/4	
加東市	新定	0531																				10	0/1						
	藪	0521																				0.44~8.9	0/4						
	河高	0757																											
	高岡	0746							ND	0/4	ND~0.19	2/4	ND	0/4			ND~0.059	2/4	ND~1.1	3/4									
	西古瀬	0737																				1.8~43	1/4						
	下鴨川	0572			0.001~0.005	0/4																							
	瀬淵	0552																									ND~2.5	1/4	
たつの市	揖保川町新在家	0991							ND	0/1	0.033	0/1	ND	0/1			0.012	0/1	0.0081	0/1									
	揖保川町正條	0991							ND	0/3	ND~0.049	1/3	ND	0/3			ND~0.054	1/3	ND~0.038	1/3									
	御津町中島	0972																				3.2	0/1						
	龍野町堂本	1002							ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2			ND	0/2	0.0014~0.0031	0/2									
	龍野町堂本	1012							ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2			ND	0/2	ND~0.001	0/2									
	神岡町追分	1032																				16	1/1						
猪名川町	広根	0235																				3.1~17	1/2						
	万善	0254			0.004	0/1																1.2~1.3	0/2				ND~2.1	1/4	
多可町	八千代区仕出原	2806																									2.1	1/1	
稲美町	中村	0645																				0.6~19	1/4						
播磨町	野添	0635							ND	0/4	ND~0.005	0/4	ND	0/4			0.01~0.016	0/4	0.11~0.18	4/4									
	野添北	0635							ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4			ND	0/4	ND	0/4									
市川町	美佐	2810							ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4			ND~0.005	0/4	0.0012~0.096	1/4									
太子町	沖代	0982											ND	0/2			ND	0/2	ND	0/2									
	福地	0992											ND	0/2			ND	0/2	ND	0/2									
	竹広	0983											ND	0/2			ND	0/2	ND	0/2									
	老原	0992											0.002~0.003	0/4			ND	0/4	ND	0/4									
	下阿曾	0992											ND~0.002	0/4			ND	0/4	ND	0/4									
	東南	0993											ND	0/2			ND	0/2	ND	0/2									
	松ヶ下	1003										ND	0/2			ND	0/2	ND	0/2										
合計				2/16		24/58		0/7		2/163		23/164		0/151		0/31		20/181		37/180		22/96		1/3			23/41		

<参考>

平成20年度定期モニタリング調査実施市町(地区数)

神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	洲本市	芦屋市
5	12	3	3	13	1	1
伊丹市	豊岡市	加古川市	たつの市	赤穂市	西脇市	宝塚市
4	8	8	6	1	1	5
三木市	高砂市	川西市	小野市	加西市	丹波市	南あわじ市
7	6	1	3	4	1	2
宍粟市	朝来市	淡路市	加東市	猪名川町	多可町	稲美町
1	1	4	7	2	1	1
播磨町	市川町	太子町				
2	1	7				

31 市町
122 地区

表18 ダイオキシン類の各地点における季節別測定値（大気）

	大気中濃度 (pg-TEQ/m ³)												
	5月	8月	11月	2月	20年度 年平均値	19年度 年平均値	18年度 年平均値	17年度 年平均値	16年度 年平均値	15年度 年平均値	14年度 年平均値	13年度 年平均値	12年度 年平均値
芦屋市 山手小学校 ※1	0.009	0.015	0.017	0.009	0.013	0.026	0.022	0.010	0.040	0.018	0.051	0.039	0.057
伊丹市 消防署 ※2	0.007	0.019	0.015	0.010	0.013	0.024	0.061	0.018	0.074	0.041	0.059	0.39	0.52
宝塚市 よりあいひろば	-	-	-	-	-	0.023	0.020	0.014	0.027	0.023	0.045	0.065	0.17
川西市 市保健センター	-	-	-	-	-	0.022	0.024	0.026	0.033	0.040	0.068	0.060	0.20
三田市 市役所測定局	0.012	0.012	0.014	0.030	0.017	-	0.020	0.027	0.027	0.023	0.033	0.079	0.14
高砂市 市役所測定局	0.013	0.028	0.024	0.021	0.022	0.037	0.043	0.062	0.076	0.069	0.092	0.12	0.15
播磨町 町役場測定局	-	-	-	-	-	0.037	0.030	0.054	0.070	0.049	0.072	0.13	0.051
三木市 市役所	-	-	-	-	-	0.035	0.031	0.045	0.037	0.047	0.10	0.089	0.14
西脇市 西脇市保健福祉公社 (旧 西脇健康福祉事務所)	0.014	0.010	0.014	0.016	0.013	0.020	0.025	0.019	0.040	0.047	0.040	0.062	0.14
たつの市 市役所測定局	0.034	0.029	0.019	0.015	0.024	0.030	0.031	0.031	0.059	0.051	0.046	0.054	0.14
赤穂市 市役所測定局	-	-	-	-	-	0.024	0.033	0.027	0.039	0.055	0.048	0.059	0.11
太子町 町役場測定局	-	-	-	-	-	0.036	0.035	0.034	0.048	0.053	0.046	0.099	0.096
宍粟市 山崎市民局	0.022	0.016	0.021	0.017	0.019	-	0.021	0.027	0.027	0.040	0.037	0.066	0.059
豊岡市 豊岡総合庁舎	0.007	0.008	0.012	0.011	0.010	0.015	0.013	0.014	0.048	0.022	0.028	0.041	0.087
丹波市 柏原総合庁舎測定局	0.007	0.011	0.010	0.010	0.010	0.013	0.011	0.024	0.015	0.021	0.025	0.044	0.062
洲本市 洲本総合庁舎	0.025	0.040	0.023	0.016	0.026	0.027	0.021	0.045	0.086	0.041	0.071	0.15	0.12
年平均値の平均値					0.017	0.026	0.028	0.030	0.047	0.040	0.054	0.097	0.14

※1 平成13年度までは、山手小学校校舎建て替えのため朝日ヶ丘小学校で測定

※2 平成13年度までは、市役所で測定、平成14年度から消防署で測定。

注1) 各異性体実測定量下限値: 0.01~0.05 pg/m³

毒性等価係数WHO-TEF(1998)、検出下限値未满是検出下限値の1/2で算出。

注2) 平成14年度からサンプリング期間が1週間となっている。

表19 ダイオキシン類分析結果（河川）

水域名	地点名	所在市町	ダイオキシン類	
			水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
左門殿川（神崎川）	辰巳橋	尼崎市	0.19	42
昆陽川	尾浜橋	尼崎市	0.42	14
庄下川	尾浜大橋	尼崎市	0.097	1.3
	庄下川橋	尼崎市	0.17	6.1
武庫川 上流	大橋	三田市	0.080	0.36
武庫川 中流	百間樋	宝塚市	0.11	0.24
明石川 下流	嘉永橋	明石市	0.086	0.32
谷八木川	谷八木橋	明石市	0.098	0.34
喜瀬川	野添橋	播磨町	0.16	0.26
別府川	十五社橋	加古川市	0.11	0.85
天 川	日笠歩道橋	高砂市	0.14	38
洲本川	潮橋	洲本市	0.25	21
三原川	脇田橋	南あわじ市	0.33	0.88

表20 ダイオキシン類分析結果（海域）

水域名	地点名	ダイオキシン類	
		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
大阪湾	神戸市東部沖 1	0.120	13
	西宮市沖 1	0.085	12
	神戸市中央部沖	0.077	8.9
	津名港内	0.075	7.9
播磨灘	明石港沖	0.064	0.39

表21 ダイオキシン類分析結果（土壌）

		(pg-TEQ/g)
地点名		ダイオキシン類
たつの市	中川原グラウンド	0.0011
赤穂市	新町公園	0.045
宍粟市	本多公園	0.0015
篠山市	四季の森公園グラウンド	0.0015
洲本市	物部倉庫	0.25

【参考】

平成18年度環境省及び国土交通省実施 ダイオキシン類全国調査結果
水質・底質・地下水のダイオキシン類濃度

環境媒体	最小値	最大値
公共用水域 水質 (地点数 1870)	0.014	3.2
公共用水域 底質 (地点数 1548)	0.056	750
土 壌 (地点数 1505)	0	330

(水質 : pg-TEQ/L、底質 : pg-TEQ/g、土壌 : pg-TEQ/g)

環境基準等

- (1) 大気汚染に係る環境基準(昭和48年5月環境庁告示第25号、ただし二酸化窒素については昭和53年7月告示、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンについては平成9年2月告示、ジクロロメタンについては平成13年4月告示)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する重量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	

- [備考] 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。

(2)水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正平成15年11月5日環境庁告示第123号)

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>	

②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a 河川(湖沼を除く。)

(ア)

項目 類型	利用目的の適応 性	基 準 値					該当水域
		水素イ オン濃 度 (pH)	生物化学 的酸素要 求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群 数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下	1、千種川上流(千種町室橋から上流) 2、岸田川上流(岸田川発電所放流水合流点から上流) 3、矢田川上流(秋岡橋から上流)
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	1、武庫川上流(三田市大橋から上流) 2、加古川上流(篠山川合流点から上流) 3、市川上流(仁豊野橋から上流) 4、夢前川上流(蒲田橋から上流) 5、揖保川上流(林田川合流点から上流) 6、千種川下流(千種町室橋から下流) 7、円山川上流(出石川合流点から上流) 8、岸田川下流(岸田川発電所放流水合流点から下流) 9、矢田川下流(秋岡橋から下流) 10、竹野川(全域) 11、佐津川(全域)
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100ml 以下	1、猪名川上流(箕面川合流点から上流) 2、猪名川下流(1)(箕面川合流点から下流(藻川を含む)。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く) 3、神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川) 4、武庫川中流(三田市大橋から仁川合流点まで) 5、明石川上流(伊川合流点から上流) 6、加古川下流(篠山川合流点より山陽線鉄橋まで) 7、加古川下流(山陽線鉄橋より下流) 8、市川下流(仁豊野橋から潮止えん堤まで) 9、夢前川下流(蒲田橋から潮止えん堤まで) 10、揖保川下流(林田川合流点から下流) 11、円山川下流(出石川合流点から港大橋まで) 12、志染川(吞吐ダム上流端から上流) 13、船場川上流(保城橋から上流)
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	1、武庫川下流(仁川合流点から下流) 2、明石川下流(伊川合流点から下流) 3、伊川(全域) 4、庄下川(全域) 5、昆陽川(全域) 6、夙川(全域) 7、船場川下流(保城橋から下流) 8、別府川(全域)
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	1、猪名川下流(2)(藻川分岐点から藻川合流点まで) 2、喜瀬川(全域)

E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。	2 mg/L 以上	—	1、福田川(全域) 2、谷八木川(全域)
項目							
類型	利用目的の適 応性	水素イオン濃 度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定 装置によりこ れと同程度の 計測結果の 得られる方法	規格21に定 める方法	付表8に掲 げる方法	規格32に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	最確数による定量法	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。) 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。) 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。) 試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階 (試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。 							

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。）
備考	1 基準値は、年間平均値とする。	

b 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)
(ア)

項目 類型	利用目的の適 応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群 数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100ml 以下	—
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以 下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	千苅水源池 (千苅ダムのえん堤 及びこれに接続す る陸岸に囲まれた 水域)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	—	—
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得 られる方法	規格17に 定める方 法	付表8に掲げ る方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用いる 水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2・3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005 mg/L以下	
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	千苺水源池(千苺ダムのえん提及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域) ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標(平成17年度)全磷0.019 mg/L
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。）
備考	1 基準値は、年間平均値とする。	

イ 海域
(ア)

項目 類型	利用目的の適 応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃 度(pH)	化学的酸素要求 量(COD)	溶存酸素量(D O)	大腸菌群 数	n-ヘキサ ン抽出物 質(油分 等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるも の	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml 以下	検出され ないこと。	大阪湾(3)～(5) 播磨海域(13) 播磨灘北西部海域 淡路島西部・南部海域 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出され ないこと。	大阪湾(2) 洲本港(2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	大阪湾(1) 洲本港(1) 津名港 兵庫運河 播磨海域(1)～(10)
測 定 方 法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	規格17に定め る方法(ただし、B タイプの工業用水 及び水産2級の うちノリ養殖の利 水点における測 定方法はアルカ リ性法)	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用いる 水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得 られる方法	最確数に よる定量 法	付表9に掲げる方法	
<p>備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 検水 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD}(\text{O}_2 \text{ mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2 \text{ S}_2 \text{ O}_3 \times 1000 / 50$ <p>(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml) (b): 蒸留水について行った空試験値(ml) f Na₂S₂O₃: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	大阪湾(ハ) 播磨灘北西部 播磨海域 (二) 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	大阪湾(ロ) 播磨灘 (イ)(ロ)(ハ)
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	大阪湾(イ)
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下
測定方法	規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。)	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。		

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年3月13日環境庁告示第10号)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

(4) 土壌の汚染に係る環境基準 (平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

(5) 騒音に係る環境基準 (平成10年9月環境庁告示第64号)

地域の 類型	基準値		各類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	都道府県知事が指定する地域
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては、45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

* 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

(6) 自動車騒音に係る要請限度 (平成12年3月総理府令第150号)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地境界線から20メートルの範囲をいう。)に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(7) 道路交通振動に係る要請限度 (昭和51年11月総理府令第58号)

時間の区分 区域の区分	昼間(dB)	夜間(dB)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考
第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- 2 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

(8) 航空機騒音に係る環境基準 (昭和48年12月環境庁告示第154号)

地域の類型		基準値 (単位WECPNL)
I	専ら住居の用に供される地域	70以下
II	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

(9) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月環境庁告示第46号)

地域の類型		基準値
I	主として住居の用に供される地域	70デシベル以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下

(10) ダイオキシン類に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号、平成 14 年環境省告示第 46 号、平成 21 年環境省告示第 11 号）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 		

- (注) 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(参考)

用語解説

1. 環境基準

「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標である。

「環境基本法」に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音について環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

2. 大気汚染、自動車公害関係

(1) 大気汚染に係る環境基準の長期的評価、短期的評価

- ・ 長期的評価：大気汚染に係る地域の状況を長期的に把握し、施策の効果などを的確に判断するため、年間を通じて測定値を評価するもの。
- ・ 短期的評価：大気汚染に係る環境基準は1時間値及び1日平均値について定められており、これらについて評価したもの。

(2) 二酸化硫黄（SO₂）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。硫酸化物のうち二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨原因物質である。

(3) 二酸化窒素（NO₂）

窒素酸化物（NO_x）は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素（N）は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素（O）と結合して、一酸化窒素（NO）が発生する。一酸化窒素（NO）は不安定な物質であるため、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（NO₂）となる。

(4) 浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μm（ミクロン）以下のものをいう。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ一次粒子と、排出時にガス状であった化学物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子として分類される。

(5) 光化学オキシダント（O_x）

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

(6) 一酸化炭素（CO）

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するか、あるいは炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに生ずる無色、無臭の気体である。自動車の排気ガスに含まれて大気中へ排出される。

(7) 有害大気汚染物質

大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義しており、ベンゼンなど22の物質が優先取組物質とされている。

(8) ベンゼン

ベンゼンは、化学工業製品の合成原料、溶剤、抽出剤等広い用途がある。また、ガソリン中にも含まれる。人に対して発ガン性を示す物質と評価されており、白血病を起こすと考えられている。主な発生源は、ベンゼンの製造施設、使用施設、保管施設の他に、コークス炉、自動車等である。

(9) トリクロロエチレン

トリクロロエチレンは、金属機械部品の脱脂洗浄剤、一般溶剤、塗料、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発ガン性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等との関連性が報告されている。主な発生源は、トリクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(10) テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンは、ドライクリーニング用洗浄剤として用いられるとともに、プラスチック等の脱脂洗浄剤、一般溶剤のほか、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発ガン性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等発ガン性が示唆されている。主な発生源はテトラクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(11) ジクロロメタン

ジクロロメタンは、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤など広い用途がある。人に対する発ガン性については、可能性を完全には除去できないが、可能性は小さいとされている。非発ガン影響としては、中枢神経に対する麻酔作用がある。

(12) 酸性雨

工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これらを取り込んだとみられるpHの低い（酸性度の強い）雨のこと。酸性雨により、湖沼や河川の酸性化、森林への影響などが懸念されている。

(13) アスベスト

アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれ、天然に産する繊維状水和性けい酸塩鉱物の総称です。代表的なものとしてはクリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びアモサイト（茶石綿）があります。空気中に浮遊するアスベストを吸い込んで発生する健康被害としては、肺がんや悪性中皮腫がありますが、アスベスト繊維を含んだ水を飲んだりしても、障害は発生しないとされています。

(14) 要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づく環境省令で定める自動車騒音・振動の限度。市町村長は、この限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し措置を執るべきことを要請できる。

(15) W E C P N L (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise level)

航空機騒音の大きさをあらゆる単位（いわゆる「うるささ指数」）。航空機騒音のピークレベルのパワー平均値と時間帯別の航空機の機数を基にして算出される。例えば夜間時間帯の航空機の機数は、昼間の10倍の重み付けをして算出される。

(16) d B (デシベル)

音や振動の大きさの単位で、測定した音（振動）のエネルギーの量を基準となるエネルギー量で除したものの対数で表される。エネルギー量が2倍になれば3 d B、10倍になれば10 d B、100倍になれば20 d B増加する。

3. 水質汚濁関係

(1) 生物化学的酸素要求量 (B O D : Biochemical Oxygen Demand)

河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量を mg/リットルで表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質

の量が多いことを示す。

(2) 化学的酸素要求量 (COD:Chemical Oxygen Demand)

海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、海水や湖水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/リットルで表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や家畜の糞尿、工場廃水に含まれる窒素が、環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。

(4) 全窒素、全リン

全窒素とは無機態窒素及び有機態窒素の総量、全リンとは無機態リン（リン酸態リン）及び有機態リンの総量をいう。海域などで窒素やリンの濃度が必要以上に高くなると、植物プランクトンの増殖が活発化し、水質が悪化するといわれる富栄養化が進行する。

(5) 富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。

4. ダイオキシン類関係

(1) ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナ PCB)という化学物質をあわせたものを「ダイオキシン類」と呼ぶ。

これらは、炭素(C)、水素(H)、塩素(Cl)からできており、それぞれの分子の結合の仕方によって、多くの異性体が存在する。このうち、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが最も毒性が強い。

(2) 毒性等量 (TEQ : Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類には多くの異性体があり、異性体ごとに毒性が異なるため、各異性体の濃度に、最も毒性の強い、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1とした場合の毒性等価係数を掛けて表したダイオキシン類の量をいう。